

令和 3年 8月 27日

団体名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(1) 団体等の基本理念・姿勢について



1. はじめに

東京都の中心部に位置し、人口13万人強を擁する国分寺市（以下、市、敬称略）は、市域の大部分は平坦で、交通の便が良い点も相まって良質な住宅地を成し、区部と島しょ部を除いた全30市町村において、面積で23番目（11.46平方キロ）に位置する規模にもかかわらず、人口密度では5番目（11,392人/平方キロ）を誇る「コンパクトシティ」を成しています。

市内には、JR中央線・武蔵野線、西武国分寺線・多摩湖線が縦横に走り、特に市の玄関口となる国分寺駅、および、西国分寺の両駅はバスのネットワークも充実しており、多摩地域はもちろん、首都圏の交通の要衝を担っています。

その西国分寺駅前に位置し、デザインも大変魅力的な国分寺市立いずみホール（以下、本施設）は、周辺エリアも取り込んで、計画的な街づくり計画に基づき設置されたことが明白です。本施設に降り立つと、その理想的な駅前立地と相まって、ヨーロッパの近代的な新興都市にいるかのような高揚感を与えてくれます。本施設が**国分寺市民のシビックプライド醸成**、市の**シティプロモーションへの貢献**に果たしてきた役割が大きいことは想像に難くありません。

株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下、弊社）は、本施設と同様の**地域に根差したホール施設の管理運営を得意**としています。本施設の管理運営にあたって弊社は、国分寺市のもつ様々な特徴を背景に、弊社の持つ文化施設の管理運営能力を最大限に発揮することで、必ずや本施設の指定管理者としてご満足頂ける実績をあげられるものと思い今回の応募を決意しました。

指定管理者制度の根底に流れる「**パートナーシップ精神**」のもと、市と協力・連携・協働して「国分寺市総合ビジョン、令和3年度～令和6年度 国分寺市ビジョン後期実行計画」の文化芸術分野における目指す姿、「**市内で様々な文化芸術活動・催しが行われ、市民が身近に文化芸術に触れることができます**」を達成すると同時に、「**市民の芸術、文化活動の普及振興を図ることにより市民文化の向上に寄与する**」という本施設の設置目的を力強く推進してまいります。

2. 弊社の経営理念と経営方針

平成29年4月、弊社は、昭和28年創業の株式会社ケイミックスより公共文化施設管理運営事業部門（PPP事業部門）を分社化し、国内でも類を見ない「**公共文化施設管理運営の専門企業**」として発展進化しスタートしました。弊社が事業の対象とする公共文化施設は、その地域のランドマークであり、地域住民の思いが詰まった施設です。地域の「誇り」である公共文化施設を管理運営する企業として、地域の皆様に安全・安心な利用環境と最良のサービスを提供すべく、以下の経営理念・経営方針の下、企業活動を営んでおります。本施設の管理運営事業においても、これらの理念・方針に基づき、国分寺市の文化振興に貢献してまいります。

【経営理念】

会社が社会によって生かされて存在していることを強く意識し、
お客様からの信頼を最優先に捉え、
適正価格で良質なサービスを提供する事を旨とし、
公共文化施設の運営を通じて地域社会の活性化に貢献する。

【行動指針】

私たちは良心をもって行動します。
私たちは当事者意識をもって行動します。
私たちは変化を恐れずに行動します。
私たちはスピーディに行動します。
私たちは情熱をもって行動します。



【経営方針】

- **コンプライアンスの徹底**
公共文化施設の管理運営に携わる企業として、ガバナンスや監査の仕組みを確立し、コンプライアンスを徹底した企業活動を行います。
- **「三方よし」の精神の徹底**
「売り手よし」（弊社）、「買い手よし」（行政）、「世間よし」（市民）からなる経営哲学「三方よし」を旨とし、官民協働事業の理想のかたちを形成していきます。
- **社会のニーズ、変化を先取りする専門家集団の形成**
社会のニーズや時代の変化を先取りし、幅広い知識と技術の習得・向上を図ります。公共文化施設管理運営における先進的な専門家集団を育成していきます。
- **人を活かし、人を育てる、人間尊重の企業を創造**
社員一人一人の豊かな個性を引き出し、活かしてまいります。それぞれの「個性」と自由な発想を尊重しつつ、相互に信頼協力し合える企業風土をつくります。
- **適正利潤の確保と、企業発展の基盤の確立**
激変する経営環境に対応しつつ、適正利潤の確保、財務体質の健全化を図り、企業の永続的発展と社員の幸せを追求していきます。

3. ロゴマークに込められた思い

弊社は、本施設の指定管理業務を遂行するにあたり、前述の通り、市民、市、弊社の3者（ステークホルダー）の「三方よし」（3者が利益を得る状態）を実現することを目指します。

市民の「よし」は...

期待に違わない、あるいは期待以上のサービスを提供し、市民にとって利用しやすい施設を実現することで、満足して施設をご利用いただくことができます。さらに、文化事業の意欲的な展開により、市民文化の向上がさらに促進していくことが期待できます。

市の「よし」は...

自治体である市が設置した施設の設置目的の具現化を、弊社がダイナミックに推進していくことで、その目的が達成されていくと同時に、民間事業者ならではの効率的で質の高い行政サービスを市民に提供することができます。

弊社の「よし」は...

企業を維持発展させる利益を得、人材や新たな事業への開発投資ができ、商品やサービスの質を高め、社会に貢献する企業との評価を得ることです。

3 席の劇場座席をモチーフにした弊社の企業ロゴは、市民、市、弊社の「三方よし」精神を表しています。



4. 平等利用の確保

公共施設はすべての利用者に対し「公平」「公正」「不偏」な立場をとることが重要であり、社会的地位、利用頻度、年齢、性別など利用者自身の個性や属性によってサービス内容を差別することは万が一にもあってはなりません。弊社は、本施設の管理運営事業の実施にあたり、既に指定管理者となっている**文化施設において実績のある管理運営の仕組みを本施設にも導入**し、「コンプライアンス精神」（**遵法精神**）のもと、関係法令や条例及び施設運営ルール等を遵守します。特に特定の利用者が有利に予約をとれる等ということのないよう**平等利用の確保を大原則**として業務にあたります。

(2) 団体の安定性について

1. 主な経営数値

以下に、主な経営数値の推移を示します。

(単位：千円)

	第2期 (H30年度末)	第3期 (R1年度末)	第4期 (R2年度末)
売上高			
営業利益			
流動比率			
固定長期適合率			
自己資本比率			

2. 損益計算書に関するコメント

平成29年に弊社の前身である株式会社ケイミックスからPPP事業本部を分離し分社化して以降、第1期売上高■■■■■■円、第2期売上高■■■■■■円、第3期売上高■■■■■■円と順調に業容を拡大しました。第4期（令和3年3月期）の売上高は、■■■■■■円となり前年のコロナ禍の影響により対前期比約17%減少しましたが、原価、固定費の圧縮に努め、営業利益は対前年比■■%増の■■■■■■円となり、事業の健全性を維持しております。

3. 貸借対照表に関するコメント

現金有高を月商で除した現預金月商比率については、第2期から第4期の3か年ともほぼ標準と言われる1か月を上回り平均■■■■月分を示し、また**長短借入金が無い**ため安全性を維持しています。当座比率は棚卸資産がないためほぼ平均■■■■%と高く、中でも売掛金の相手先は全て自治体のため貸し倒れがなく、売掛金を月商で除した回収月商期間は第2期から第4期の3か年ともほぼ同レベルの平均■■■■月で回収に滞りはありません。買掛金を月商で除した支払月商期間は、平均■■■■月で支払回収のバランスは良く、財務健全性を示す自己資本比率は、直近の第4期末で■■■■%と前年度の■■■■%から改善しており、安定的に成長しております。また、流動比率は、■■■■%であり長期、短期ともに借入金もなく財務体質も健全です。

これらの内部留保の拡大および外部負債の回避・削減といった経営方針は、公共施設の管理運営事業を意識したもので、事業を継続していくためには**経営安定性が不可欠**であるという考えに基づくものです。このように安定した受注契約および金融機関の万全な支援体制とも相まって非常に安定性の高い企業です。

(3) 団体の継続性について

1. 弊社の歩みと現況について

年月	事象	内容
昭和 28 年 4 月	創業	有限会社として創業
昭和 33 年 1 月	改組設立	株式会社に改組
平成 17 年 4 月	事業参入	公共文化施設管理運営事業に参入 (PPP 事業本部設置)
平成 17 年 12 月	マイルストーン	ISO14001 (環境 ISO) 認証取得
平成 18 年 4 月	事業開始	指定管理者として事業開始 (3 施設)
平成 20 年 3 月	マイルストーン	プライバシーマーク (P マーク) 認定取得
平成 22 年 4 月	マイルストーン	管理運営施設数 20 を超過
平成 25 年 4 月	マイルストーン	管理運営施設数 40 を超過
平成 29 年 4 月	分社化	戦略的分社化を実施 (完全専門企業化)
令和元年 4 月	マイルストーン	管理運営施設数 60 を超過

前述の通り、弊社は、昭和 28 年創業の株式会社ケイミックスにおいて、平成 17 年より取り組んでまいりました公共文化施設管理運営事業を、その事業拡大に伴い、平成 29 年 4 月に分社化し、「**公共文化施設管理運営の専門企業**」として再スタートした企業です。前社時代の平成 17 年より取り組んでまいりました多くの経験とノウハウを社内に蓄積するとともに事業の拡大を図り、現在では、指定管理者業務を中心に、**全国 44 自治体で 64 の公共施設の管理運営**を行い、それらの多くが本施設と同様の**文化施設や社会教育施設**です。今年度開催を予定する文化事業数は年間 900 を超えます。

文化施設の指定管理者制度による管理運営には、公共サービス、施設管理、興行場経営、文化事業企画・制作、飲食店経営などの幅の広いノウハウ加え、制度導入の動機の一つである効率経営を含む総合力、言い換えれば、「**高い専門性**」が求められます。

現在の本施設の指定管理者も含め、公共文化施設の指定管理事業に参入している民間企業は複数あります。それらの多くは、ビル管理、イベント、舞台技術などに代表される「本業」を持ち、指定管理事業をそれぞれの「本業」の経営多角化戦略の一環で「併業」している「サイドビジネス型」企業であり「**専門**」ではありません。

弊社は、文化施設管理運営の「**専門**」であり、**ビジネスドメインを公共文化施設の指定管理事業**にしています。弊社にとって事業撤退はあり得ず、言わば、「腹をくくって」本事業に取り組んでおります。



(4) 団体等運営の透明性・公平性

1. 平等な利用の確保について

弊社は本施設の運営にあたり、前述の通り、指定管理者は「行政の代行者」であるということを十分に認識し、運営管理にあたります。さらに、公共施設はすべての利用者に対し「公平」、「公正」、「不偏」な立場をとることが重要であり、社会的地位、利用頻度、年齢、性別など利用者自身の個性や属性によってサービス内容を差別することは万が一にもあってはなりません。また、障害者や高齢者への配慮も重要であると認識しています。弊社は、本施設の運営においては、既に指定管理者となっている数多くの公共施設において**実績のある運営の仕組みを本施設にも導入し、「コンプライアンス精神」（遵法精神）のもと、関係法令や条例及び施設運営ルール等を遵守し、平等な利用が確保された運営を実現**します。

1) 平等利用を確保するためのポイント

平等利用を確保するためのポイントは以下の3点と捉えています。

・業務・サービスの均質化

職員によって、対応やサービス内容が異なることは、不平等につながります。どの職員が対応しても同じサービスが受けられることが平等利用の基本と考えます。

・職員教育の徹底

平等利用においては、利用者に直接接する職員の意識が最も重要です。「不平等」な事態は、個人の無意識の中で起こることが多いものです。公共施設の職員については、常に「平等性」を意識づけるため、繰り返し教育が必要と考えます。

・属性によらない利用のしやすさ

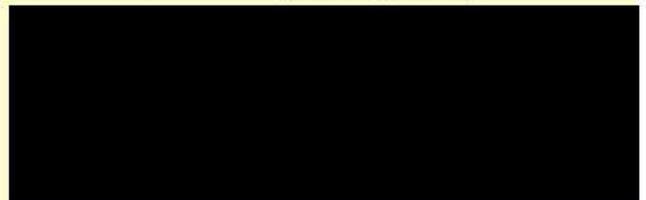
本施設を利用される方には、男女、高齢者、若年者、子ども、障害のある方など様々な属性の方がいらっしゃいます。すべての方が使いやすい施設であるために、配慮をすることも平等利用につながると考えます。

2) 平等利用を担保するための施策

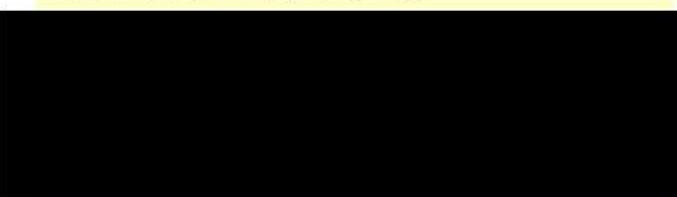
●マニュアルの整備



●コンプライアンス徹底と職員教育



●ソフト面のバリアフリー化



●市民利用を妨げない



2. 社会包摂を踏まえた平等利用

今日、社会包摂を踏まえた公共ホールの在り方が重視されています。平等利用は、様々な属性の方が利用しやすい環境を整えてはじめて成り立ちます。

1) 「合理的配慮」についての考え方

環境を整えるべき対象として、高齢者、障害者、外国人、育児世代などが挙げられますが、配慮を必要とする方の事情はそれぞれです。国分寺市では、高齢者・外国人人口の増加しており、また、子育て支援も重視されています。そして、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「文化芸術基本法」にも示されるとおり、すべての人が文化芸術活動をできる環境整備は、本施設にとっても必須条件です。残念ながら本施設においては、その経年からハード面のバリアフリーは不足している部分があり、改善に向け手を付けづらい状況があります。その一方で、施設利用において求められるソフト面の「配慮」は多岐に渡ります。例えば、ひとことで障害者と言ってもその実態は一様ではありません。重要なのは**個々の事情に応じた「合理的配慮」**であり、対応する職員の当事者意識と柔軟な対応能力です。弊社は、既存の設備やサービスを整備するとともに、**「合理的配慮」ができる職員の育成**に力を入れ、ソフト面のバリアフリーを推進します。

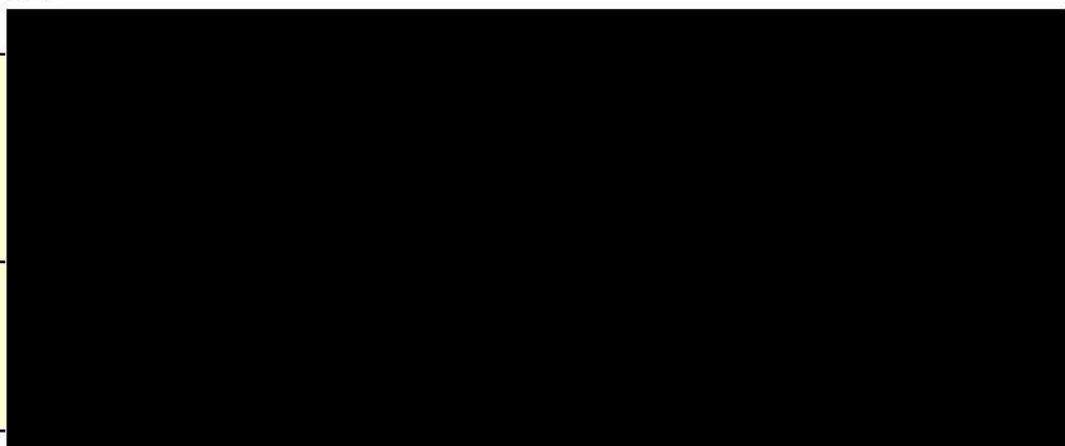
2) 具体的な取り組み

①来館までの配慮

高齢者、障害者等の配慮が必要な方にとっては、情報の入手方法、施設までのアクセス事情など、来館前から高いハードルがあります。弊社は、施設内の整備に限らず、情報発信の仕方や周辺情報にも配慮をしていきます。

【取り組み例】

情報発信
アクセス案内



②施設内における対応



●筆談器や図表示による対応



●座席配置の配慮



●視聴覚に訴える場内案内

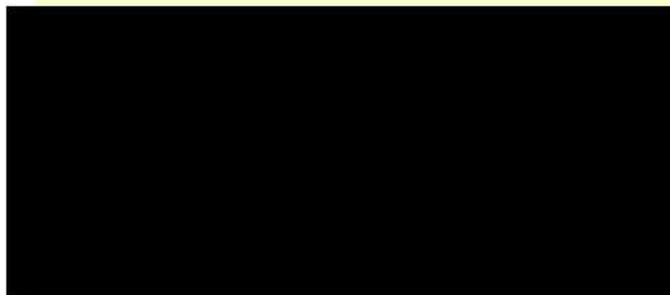


③環境整備

●楽屋・舞台周辺の整備



●サイン表示の継続的改善

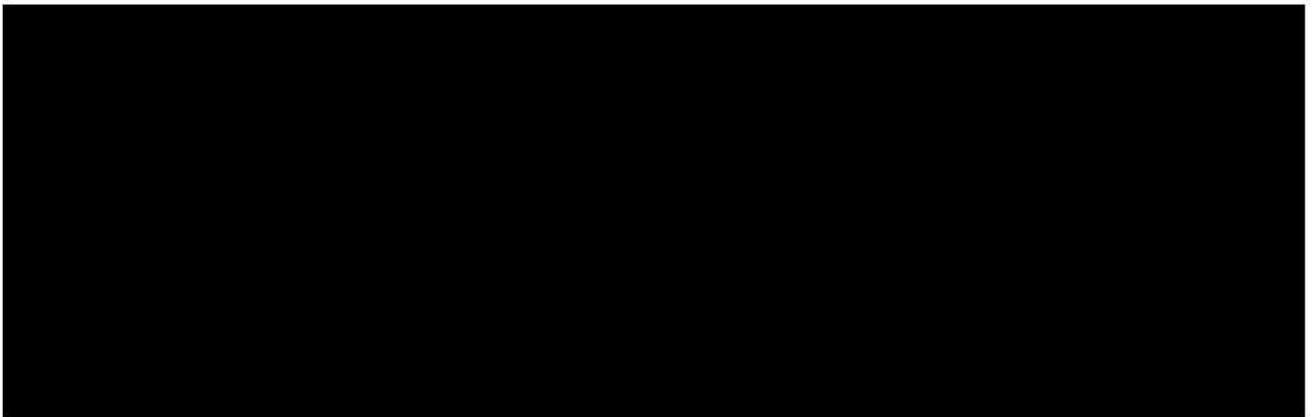


④職員の教育研修

「合理的配慮」には、既存のサービス以上に、職員の想像力と柔軟な対応能力が重要と考えます。弊社は、サービスアップの一環として、職員の教育研修に力を入れます。



【研修例】



3. 情報公開に関して

指定管理者は施設の管理運営業務を遂行するだけでなく、管理運営を行っていく中で発生する様々な情報について、市民や地域社会に説明責任を果たしていくことが必要と考えます。弊社は、公開を請求する市民の権利を明らかにし、情報の公開に関しルールを定めるとともに、**可能な限り情報公開を実施し、市政の推進、市民生活の向上に資することを理解し実践**します。具体的には、次のような施策により情報公開を推進し運営の透明性を確保します。併せて、市に対して直接実施される情報公開請求に関しても、可能な限り協力をしてまいります。

本施設における弊社の情報公開に関する取組

ポイント	具体的な方策
万全な体制と周到な準備	
手続きの利便性向上	
申出者への丁寧迅速な対応	
申出内容への緻密な審査	

- 国分寺市情報公開条例に準拠した規程を設けます
- 国分寺市情報公開条例施行規則を参考に、手順を定めた内規を作成します
- 情報提供と情報開示、双方の積極的な実施により、開かれた施設運営を実現します



(5) 団体等運営における法令等の遵守状況

1. 基本的な考え方について

「行政の代行者」とも表現される指定管理者が実施するあらゆる業務は、関連する法規や条例、さらには協定書や仕様書を遵守し履行されなければなりません。弊社では、**全ての役員および従業員が企業の社会的責任を自覚し、日常業務を遂行するうえで関係法令等を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目標**とし、企業活動を行っています。また、全ての活動の原点を社会的な信頼におき、**法令等の遵守（コンプライアンス）を経営上の最重要事項の一つと位置付け一丸**となって取り組んでいます。本施設の運営にあたっては、施設の運営に際し、公共施設としての公共性の原則に配慮するとともに、制度の自由度を活かし、指定管理者としての純粋な意味での民間事業者への期待に応えるべく事業を推進します。

2. 具体的コンプライアンスシステムについて

コンプライアンスの中心となる研修と内部監査の概要を示します。

1) 職員を対象とした研修

すでに運用実績のあるシステム化された教育プログラムを導入し、職員を対象とした研修を実施します。委託先を含む本施設に勤務する全職員を対象とします。以下に、コンプライアンス研修の中心となる「導入基礎研修」と「人権研修」について抜粋します（教育プログラムの全容は後述）。

研修項目	研修内容	研修の タイミング
導入基礎 研修		
人権 研修		

2) 本社スタッフによる監査

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3. 個人情報の保護に関して

弊社は公共施設の管理運営を開始後、個人情報を多数取り扱う公共文化施設管理運営の専門企業として、いち早く個人情報保護体制を整備しました。その結果、平成20年に個人情報保護の仕組みを第三者機関に認証いただき、**プライバシーマークを取得**しました。その後の分社化時にも、再認証を経て新会社としてもプライバシーマークを取得しています。本認証を受けるには弊社が運営する施設すべてを含む、全社的な取り組みが不可欠です。本施設における個人情報の取り扱いは、このプライバシーマーク認定基準の管理体制を敷き、適正な管理を行ってまいります。また、運営に携わる全ての職員へ個人情報保護の徹底を図ります。



[Redacted text block]

4. 労働基準法等の遵守に関して

弊社は労働基準法を遵守し、職員に対して法律で定められた「最低賃金の確保」、「社会保険への加入」、「有給休暇や育休の取得奨励」を行っています。また、仕事と生活の両立のためのワークライフバランスを重視します。誰もがやりがいと充実感を感じながら仕事に従事し、一方では子育てや介護の時間、趣味やレジャーの時間を持ち健康的で豊かな生活ができるように支援しています。

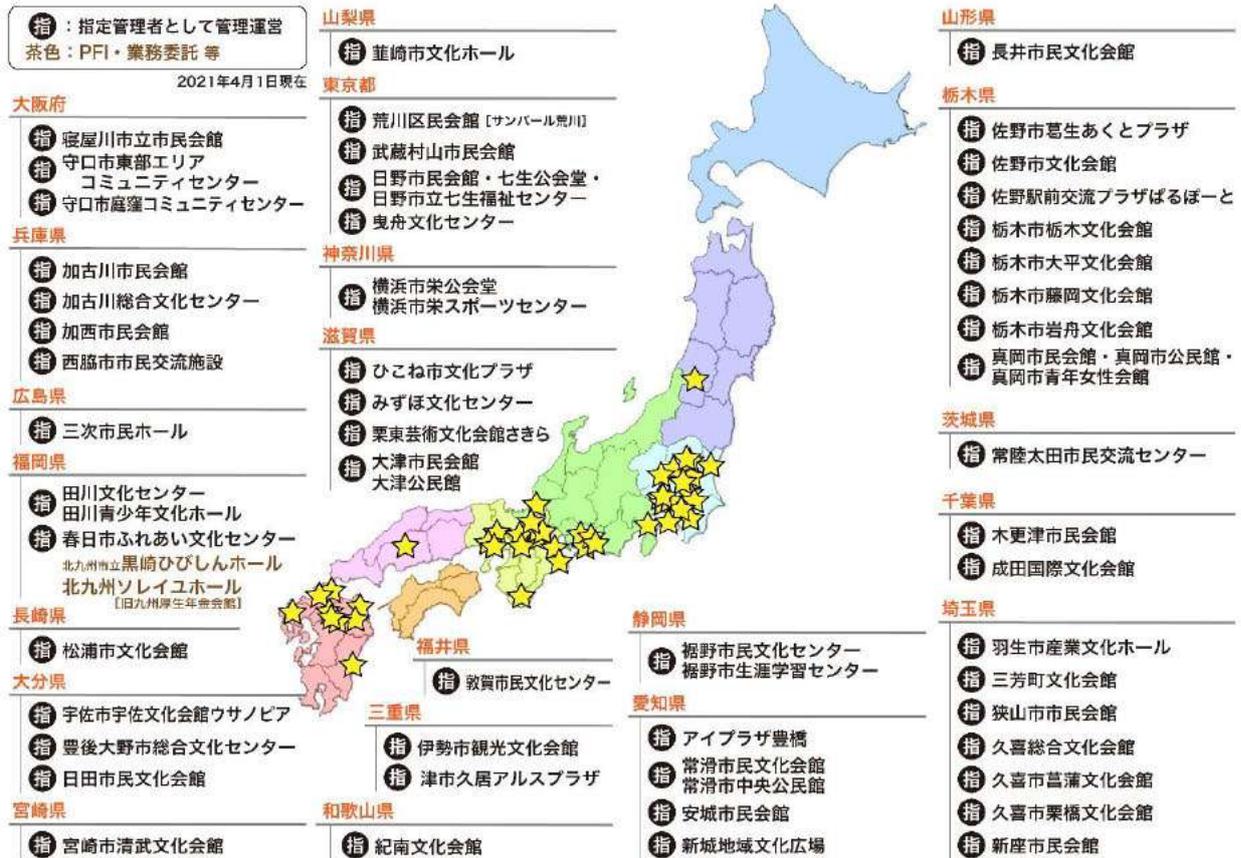
- 職員の労働条件については、労働基準法はじめ労働諸法を遵守した就業規則を定めています。この就業規則に基づき従業員の労働条件、労働環境を整備しています。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(6) 運営実績

弊社は、全国において64施設の管理運営を実施しており、それらの各施設において年間900を超える文化事業を企画・制作・実施しています。以下に弊社が管理運営する主な類似施設を示します。各施設の詳細は、別添「文化施設管理運営実績」をご参照ください。なお、「**協定書別添**」と記載がある運営実績先は、実績の証明として、別途、協定書（契約書）の写しを添付します。



施設名称 (立地場所)	管理運営概要	期 間	
木更津市民会館 (千葉県木更津市) 協定書別添	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,134 席 ・中ホール 500 席 ・小ホール 200 席	平成 18 年 4 月 ～令和 5 年 3 月 (現在 7 期目)	
久喜総合文化会館 (埼玉県久喜市) 協定書別添	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・プラネタリウム併設 ・大ホール 1,218 席 ・小ホール 308 席	平成 18 年 4 月 ～令和 8 年 3 月 (現在 4 期目)	

久喜市菖蒲文化会館 (埼玉県久喜市) 協定書別添	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・文化ホール 488 席	平成 28 年 4 月 ～令和 8 年 3 月 (現在 2 期目)	
久喜市栗橋文化会館 (埼玉県久喜市) 協定書別添	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ホール 476 席	平成 28 年 4 月 ～令和 8 年 3 月 (現在 2 期目)	
武蔵村山市民会館 (東京都武蔵村山市) 協定書別添	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,032 席 ・小ホール 258 席	平成 20 年 4 月 ～令和 5 年 3 月 (現在 3 期目)	
狭山市市民会館 (埼玉県狭山市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,398 席 ・小ホール 364 席	平成 22 年 4 月 ～令和 7 年 3 月 (現在 3 期目)	
三芳町文化会館 コピスみよし (埼玉県三芳町)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ホール 497 席	平成 22 年 4 月 ～令和 7 年 3 月 (現在 3 期目)	
佐野市文化会館 (栃木県佐野市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,216 席 ・小ホール 306 席	平成 22 年 4 月 ～令和 5 年 3 月 (現在 3 期目)	
佐野市 葛生あくとプラザ (栃木県佐野市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 547 席 ・小ホール 100 席	平成 22 年 4 月 ～令和 5 年 3 月 (現在 3 期目)	
佐野駅前交流プラザ ぱるぽーと (栃木県佐野市)	単独指定管理者 ※市民交流施設の運営・管理全般 ・多目的ホール	平成 22 年 7 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 3 期目)	
栗東芸術文化会館 さきら (滋賀県栗東市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 810 席 ・中ホール 406 席 ・小ホール 200 席	平成 23 年 4 月 ～令和 8 年 3 月 (現在 3 期目)	
宇佐市宇佐文化会館 ・ウサノピア (大分県宇佐市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,197 席 ・小ホール 400 席	平成 24 年 4 月 ～令和 4 年 3 月 (現在 2 期目)	
紀南文化会館 (和歌山県田辺市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,224 席 ・小ホール 450 席	平成 24 年 4 月 ～令和 4 年 3 月 (現在 2 期目)	

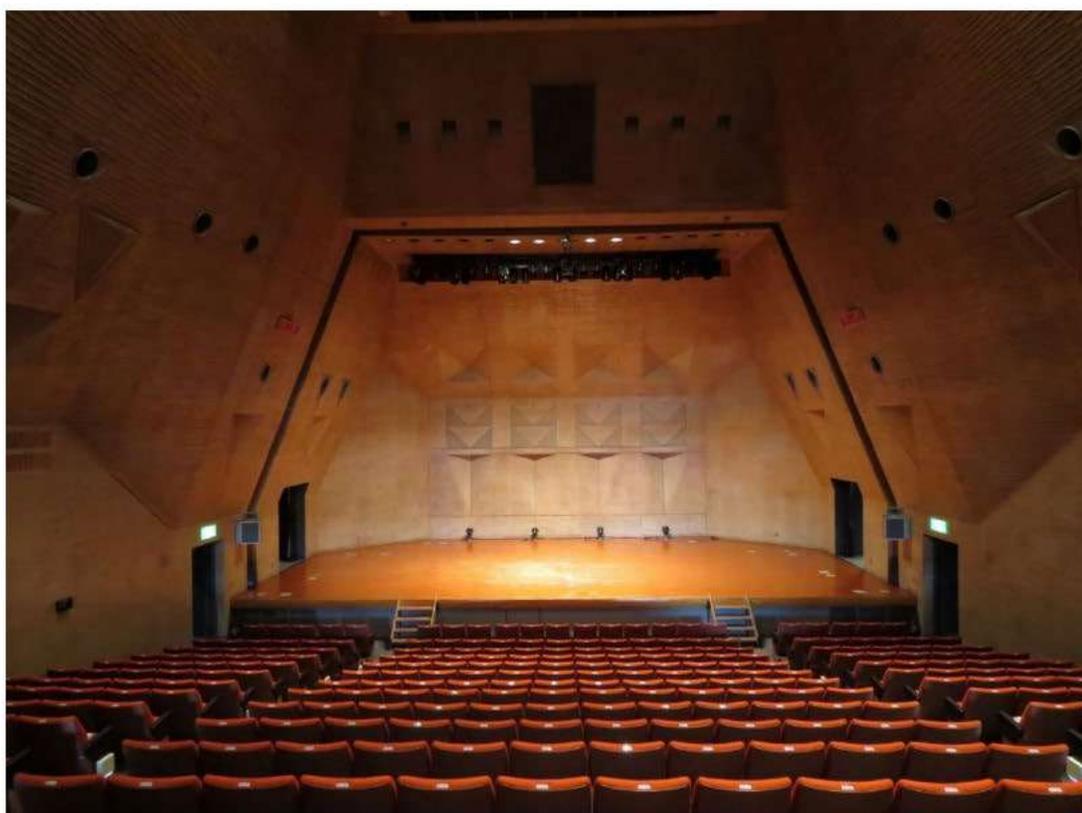
成田国際文化会館 (千葉県成田市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,188 席 ・小ホール 120~300 席	平成 24 年 4 月 ~令和 8 年 3 月 (現在 3 期目)	
田川文化センター (福岡県田川市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,200 席 ・展示ホール 100 席	平成 25 年 4 月 ~令和 8 年 3 月 (現在 3 期目)	
田川青少年文化ホール (福岡県田川市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・小ホール 368 席	平成 25 年 4 月 ~令和 8 年 3 月 (現在 3 期目)	
アイプラザ豊橋 (愛知県豊橋市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・講堂 1,461 席 ・小ホール 250 席	平成 25 年 4 月 ~令和 5 年 3 月 (現在 2 期目)	
裾野市民文化センター (静岡県裾野市)	単独指定管理者 ※公立文化ホール、図書室、展示施設 の運営・管理全般 ・大ホール 1,190 席 ・多目的ホール 344 席	平成 25 年 4 月 ~令和 5 年 3 月 (現在 2 期目)	
裾野市 生涯学習センター (静岡県裾野市)	単独指定管理者 ※生涯学習施設の運営・管理全般 ・学習ホール 196 席	平成 30 年 4 月 ~令和 5 年 3 月	
加西市民会館 (兵庫県加西市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 798 席	平成 25 年 4 月 ~令和 6 年 3 月 (現在 3 期目)	
ひこね市文化プラザ (滋賀県彦根市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・グランドホール 1,480 席 ・エコホール 346 席 ・メッセホール 270 席	平成 26 年 4 月 ~令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
みずほ文化センター (滋賀県彦根市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・多目的ホール 403 席	平成 31 年 4 月 ~令和 6 年 3 月	
加古川市民会館 (兵庫県加古川市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,524 席 ・小ホール 500 席	平成 26 年 4 月 ~令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	

加古川 総合文化センター (兵庫県加古川市)	単独指定管理者 ※公立博物館、宇宙科学館、コミュニ ティ施設、美術ギャラリー等の運 営・管理全般 ・プラネタリウム併設 ・会議室、音楽練習室、和室、美術創 作室、工芸創作室、料理教室、等	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	
羽生市産業文化ホール (埼玉県羽生市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,286 席 ・小ホール 400 席	平成 26 年 4 月 ～令和 4 年 3 月 (現在 2 期目)	
栃木文化会館 (栃木県栃木市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,202 席 ・小ホール 401 席	平成 26 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
大平文化会館 (栃木県栃木市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 801 席	平成 26 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
藤岡文化会館 (栃木県栃木市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,004 席	平成 26 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
岩舟文化会館 (栃木県栃木市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 704 席 ・小ホール 220 席	平成 28 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
常滑市中央公民館 常滑市民文化会館 (愛知県常滑市)	単独指定管理者 ※公立公民館、公立文化ホールの運 営・管理全般 ・ホール 1,181 席	平成 26 年 4 月 ～令和 5 年 3 月 (現在 3 期目)	
豊後大野市 総合文化センター (大分県豊後大野市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,001 席 ・小ホール 300 席	平成 26 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
常陸太田 市民交流センター (茨城県常陸太田市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,004 席 ・多目的ホール 300 席	平成 26 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
日田市民文化会館 (大分県日田市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,003 席 ・小ホール 351 席	平成 26 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
安城市民会館 (愛知県安城市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・サルビアホール 1,200 席	平成 27 年 4 月 ～令和 5 年 3 月 (現在 2 期目)	

寝屋川市立市民会館 (大阪府寝屋川市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,209 席 ・小ホール 200 席	平成 28 年 4 月 ～令和 8 年 3 月 (現在 2 期目)	
新城地域文化広場 (愛知県新城市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・文化ホール 1,305 席 ・小ホール 441 席	令和 3 年 4 月 ～令和 4 年 3 月 (現在 2 期目)	
新座市民会館 (埼玉県新座市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・会館ホール 904 席	平成 28 年 4 月 ～令和 6 年 3 月 (現在 2 期目)	
横浜市栄区公会堂・ 栄スポーツセンター (神奈川県横浜市)	指定管理者 (共同事業体の 構成団体) ※公立公会堂・体育施設等の施設維持 管理・自主事業 ・講堂 512 席	平成 28 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	
松浦市文化会館 (長崎県松浦市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ふれあいホール 1,499 席 ・ゆめホール 505 席	平成 28 年 4 月 ～令和 8 年 3 月 (現在 2 期目)	
韮崎市文化ホール (山梨県韮崎市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,000 席 ・小ホール 300 席	平成 29 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	
荒川区民会館 (東京都荒川区)	単独指定管理者 ※公共文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 975 席 ・小ホール 300 席	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	
春日市 ふれあい文化センター (福岡県春日市)	指定管理者 (共同事業体の 代表団体) ※公共文化ホールの運営・管理全般 ・スプリングホール 600 席 ・ミニホール 46 席 ・サンホール 252 席	平成 30 年 4 月 ～令和 4 年 3 月	
庭窪 コミュニティセンター (大阪府守口市)	単独指定管理者 ※公立コミュニティ施設の管理運営 全般 ・会議室、ホール、図書室、料理実習 室、和室、体育室、老人憩い室、等	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	
東部エリア コミュニティセンター (大阪府守口市)	単独指定管理者 ※公立コミュニティ施設の管理運営 全般 ・会議室、多目的ホール、図書室、和 室、調理室、セミナー交流室、創作 室、等	平成 30 年 8 月 ～令和 5 年 3 月	

敦賀市民文化センター (福井県敦賀市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,184 席 ・小ホール 100 席	平成 31 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	
日野市民会館 (東京都日野市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,104 席 ・小ホール 208 席	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	
七生公会堂・ 日野市立 七生福祉センター (東京都日野市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ホール 300 席	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	
伊勢市観光文化会館 (三重県伊勢市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,200 席	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	
津市久居アルスプラザ (三重県津市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ホール 720 席	平成 31 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	
宮崎市清武文化会館 (宮崎県宮崎市)	指定管理者 (共同事業体の 構成団体) ※公立文化ホール、図書室の運営・管理全般 ・大ホール 810 席 ・小ホール 200 席	令和 2 年 4 月 ～令和 6 年 3 月	
真岡市民会館 (栃木県真岡市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,109 席 ・小ホール 300 席	令和 2 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	
真岡市公民館 (栃木県真岡市)	単独指定管理者 ※社会教育施設の運営・管理全般 ・会議室、調理室、等	令和 2 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	
真岡市青年女性会館 (栃木県真岡市)	単独指定管理者 ※社会教育施設の運営・管理全般 ・会議室、和室、研修室、等	令和 2 年 4 月 ～令和 7 年 3 月	
西脇市市民交流施設 (兵庫県西脇市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 602 席	令和 2 年 4 月 ～令和 8 年 3 月	
曳舟文化センター (東京都墨田区)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ホール 582 席	令和 4 年 1 月 ～令和 8 年 3 月	
三次市民ホール きりり (広島県三次市)	単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・大ホール 1,006 席 ・サロンホール 150 席	令和 3 年 4 月 ～令和 9 年 3 月	

<p>大津市民会館 大津公民館 (滋賀県大津市)</p>	<p>単独指定管理者 ※公立文化ホール・社会教育施設の 運営・管理全般 ・大ホール 1,300 席 ・小ホール 200 席</p>	<p>令和 3 年 4 月 ～令和 6 年 3 月</p>	
<p>長井市民文化会館 (山形県長井市)</p>	<p>単独指定管理者 ※公立文化ホールの運営・管理全般 ・ホール 910 席</p>	<p>令和 3 年 4 月 ～令和 8 年 3 月</p>	
<p>北九州ソレイユホール 旧：九州厚生年金会館 (福岡県北九州市)</p>	<p>公設民営形態施設 ・ホール運営・管理業務 ・大ホール 2,008 席</p>	<p>平成 22 年 4 月 ～令和 7 年 3 月</p>	
<p>北九州市立 黒崎文化ホール (福岡県北九州市)</p>	<p>PFI 事業体の構成団体 ・ホール運営・管理業務 ・大ホール 826 席 ・中ホール 310 席</p>	<p>平成 23 年 7 月 ～令和 9 年 6 月</p>	



(7) 効率・効果的運営への取組み状態

1. 基本的な考え方

弊社は、公共施設の効率・効果的運営は「**利用促進**」と「**サービス向上**」の両立によってのみ実現し、両者は「車の両輪」のように連動する密接なものであると考えています。弊社は、利用者数や利用率を向上させる「**利用促進**」のための方策と、既述の類似施設における経験とノウハウを凝縮した「**サービス向上**」のための様々な方策を並行して推進し、相乗効果を発生させ、その結果、本施設の**効率・効果的運営を実現**させてまいります。一般的に、自治体が指定管理者制度を含む PPP 事業を推進する一番の目的は VFM (Value For Money) 向上 (施設の設置効果の向上) であると論じられています。同じ (又は低い) 運営経費でその施設の存在価値を極大化することが指定管理者には求められており、運営効果を測る数量的な目標値として利用者数や利用率があると考えます。指定管理者として本施設の VFM 向上に向けて、主に下記に記載する**様々な利用促進策とサービス向上策を展開し、効率・効果的運営を実現すると同時に、施設の設置目的を推進**します。

2. 本施設で実施予定の利用促進策

1) 日々の運営を通じた利用促進策

従来の公共ホールには欠けていた [REDACTED] に取り組みます。具体的には、きめの細かい予約管理と顧客管理 (CRM) を実施することで、施設貸出機会逸失防止と利用者との良好な関係の構築を行います。

方策1 きめの細かい予約管理の実施

・施設利用抽選、仮押さえなどにおいて以下のような施策を実施することで、**施設貸出機会の逸失を防止**し、利用の促進につなげます。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

方策2 民間的な誘致活動・顧客管理の実施

・サークル、学校、企業、関連団体等への戦略的に新規利用誘致活動を実施するとともに、既存利用者に対しては、利用促進に繋げるべく、**利用後のフォローや過去の利用実績に応じたアプローチ**を行います。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

方策3 ホール主催者パックの作成・活用

[Redacted content]

2) 文化事業の集客に関する利用促進策

市主催と自主からなる文化事業に関し、弊社は、これまでの公共文化施設で培ってきたノウハウや経験に基づいた販売戦略を策定し、事業の集客率の向上を目指します。さらに、時代や市民ニーズを汲み取り、集客力のある旬のコンテンツを企画することにより、集客率の向上を目指します。文化事業に関する利用促進策の具体例を以下に示します。

方策1 チケット販売協力先の設置

[Redacted content]

方策2 本社のバックアップと姉妹館との連携

[Redacted content]

3) 新たな利用の創造による利用促進策

方策1 利用目的の拡大

[Redacted content]

[Redacted content]

4) 広報計画を使った利用促進策

①基本的な考え方

本施設の存在感・認知度のアップや施設情報の公平な提供の為、広報活動を重要な戦略であると位置づけ、最終目標を「市民全員に本施設に興味を持っていただくこと」とし、以下に示すような方針のもと、使い勝手の良い施設として様々なメディア・方法を使い積極的にPRします。

方針1 ターゲットをセグメント化

[Redacted content]

方針2 情報の鮮度と発信タイミングを重視

[Redacted content]

方針3 周辺地域を意識した広報の実施

・国分寺市内はもちろん隣接各自治体を含む多摩地区全域、さらには、都内全域を意識した**広域的な広報活動を展開**していきます。

方針4 IT技術の有効活用

[Redacted content]

方針5 資源を有効に活用した戦略的広報

[Redacted content]

②広報宣伝のための具体策

次の9つに代表される施策を展開し広報・宣伝活動を積極化することで施設の利用促進を図ります。

施策1 市報「国分寺」の活用

・広報活動の基本として、まだまだ活字媒体は不可欠であると考えます。市にご協力をいただき、**市報「国分寺」**への情報掲載を実施したいと考えます。



施策2 広報掲示板の活用

- ・市にご協力をいただき、市内の広報掲示板等を有効活用し、市民へ本施設の情報を積極的にPRしていきます。

施策3 ホームページの開設・運用

[Redacted content]

【ホームページに設置を予定する情報・機能】

[Redacted content]

施策4 放送・新聞等メディアの活用

[Redacted content]

施策5 SNSや動画サイトとの連携

- ・ホームページと並行して、**SNS (twitter又は、Facebook)** や**動画サイトを運用**します。ホームページと連携させることにより、利用者へのアプローチ手法を多様化し、情報発信力をさらに高めていきます。

[Redacted content]

施策6 情報紙の発行

[Redacted content]

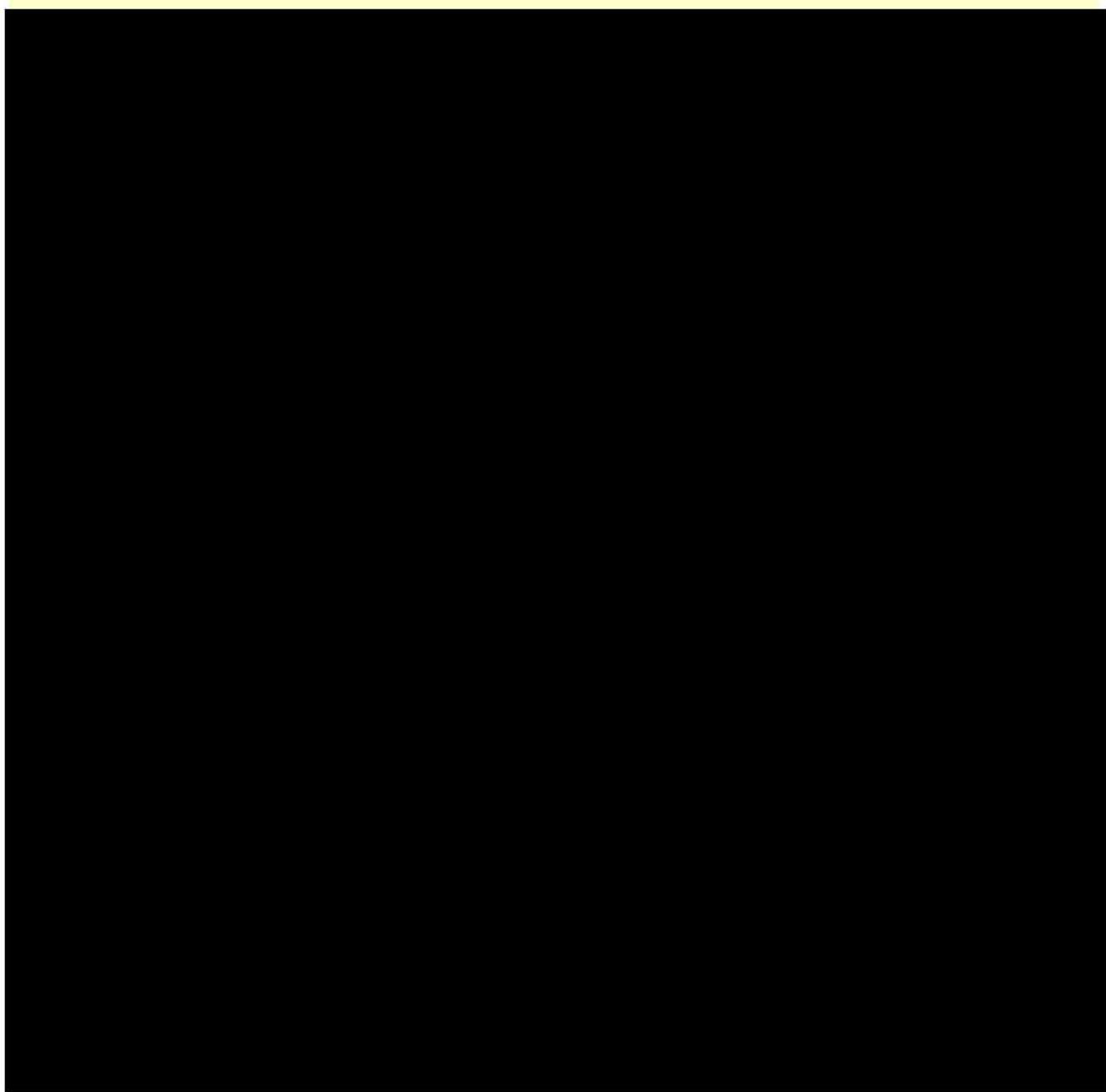
[Redacted content]

施策7 マスコミの活用

[Redacted text block]

施策8 ポスターボランティアの活用

[Redacted text block]



3. 本施設で実施予定のサービス向上策

1) サービス向上の取組に関する基本的な考え方

[Redacted text block]

[Redacted text block]

2) 具体的なサービス向上の取組

①接遇の向上によるサービス向上策

施策1 スタッフの「サービス力」の向上

[Redacted text block]

施策2 スタッフの識別明確化

・セキュリティ面および接遇の観点から、利用者の方が、本施設の職員であることを明確に識別できるように、全職員にネームプレート着用を義務づけます。また、清掃業務や舞台管理業務に従事する職員にはユニフォームを着用させるとともに、お客様対応の実務を担当する**総務課パートタイマー職員（受付・案内担当）にも制服を着用させサービス印象の向上もはかります。**

[Redacted]

[Redacted]

施策2 延長利用等への柔軟な対応

・主にAホールの利用において、搬入、仕込み、撤収作業などに起因し既定の利用時間区分に収まりきらないケースの発生が予測されます。その際には、作業の内容を確認した上で、他の使用に支障のないと判断される場合は、利用時間の延長や、（市と調整が必要かと思いますが）開館時間前の早朝の利用延長に柔軟に対応します。いずれのケースも柔軟性を持ちつつ、周辺住民への配慮はもちろん、市および主催者と十分な打ち合わせを行った上で実施します。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

施策2 チケット販売協力先（プレイガイド）の設置

[Redacted]

施策3 文化事業チケットのインターネット販売の実施

・顧客志向に徹した創客の仕掛けとして、自社システムに加え、チケットぴあ、ローソンチケット、e+（イープラス）等のチケットングサービスを活用したチケットの24時間オンライン販売サービスを導入します。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

施策1 物販サービス
[Redacted]

[Redacted]

施策3 ホームページのリニューアル・運用
・ホームページを全面リニューアルし、施設案内、催し物、チケットなどに関する情報を発信し、**施設のPRと利用を促進**します。

施策4 イメージを一新するようなパンフレットの整備
・本施設の**イメージを一新するようなデザイン**で、かつ、わかりやすい利用案内パンフレットを作成し利用を促進します。サイズは、A4（見開きA3）を予定します。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

施策8 公演企画等相談サービス

[Redacted]

施策9 サービスの見える化

・実施中のサービスは、その内容を館内に掲示するなどして、積極的に来館者への「見える化」を図ります。その時点でサービスを必要としない方に対して、様々なサービスを実施していることを知っていただくことで公共施設としての安心感を与え、潜在的な利用を促進します。

施策10 文化情報コーナーの設置

・ロビーに付加価値を付けるため、「文化情報コーナー」を設置し、「西国分寺駅前の文化サロン」として位置づけ運用することで本施設の存在感を高めてまいります。具体的には、下記のような施策を予定しますが、常にニーズにあった新たなサービスを開発・提供していきます。

情報発信の場の提供

本施設を名実ともに、国分寺市の文化活動中核施設とすべく、個人やサークル等の団体の文化活動の情報発信の場として、施設内に掲示板を設置します。

情報交換の場の提供

市民のサークル活動の情報を交換できる掲示板を設置し、文化活動を側面から支援します。具体的には、「仲間の募集」、「発表会の開催」、「教えます」などのカテゴリーに分類し、事前に運用ルールを決め、それに基づき運用します。

公演に関する情報発信

近日実施される公演のアーティストや見どころにフォーカスした情報発信をし、頻繁に情報の更新をします。

周辺施設の公演情報の発信

周辺施設で近日実施される公演・イベント情報の発信をし、地域振興の一助とします。

施策11 ゴミ処理サービスの提供

[Redacted text]

施策12 施設の特徴づけ

[Redacted text]



[Redacted text]

配慮策1 適切なサイン計画の構築

[Redacted text]

配慮策2 手話技能取得推進や筆談器の設置

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

配慮策7 ホームページのアクセシビリティ対応

[Redacted text]

配慮策8 多言語対応

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted header]

[Redacted text]

[Redacted text]

(8) 受託への熱意・意欲

1. 4つの応募理由

弊社は、本施設の次期指定管理者の公募にあたり次の4つの理由により応募を決意しました。

理由1 国分寺市の持つ魅力

奈良時代の天平13年(741年)に聖武天皇が出した「国分寺建立の詔」によって建立された国分寺は、全国に約60か所あったといわれています。市名の由来となった「武蔵国分寺」は、諸国の国分寺の中でも広大な敷地を有し、特に僧寺金堂は最大級の規模を誇りました。その後の国分寺地域は、武蔵国の政治・文教の中心として、経済、交通、文化、産業等あらゆる面で繁栄を迎えました。元弘3年(1333年)の「武蔵国分寺」焼失以降は、農村としての性格を強め、特に江戸時代には大規模な新田開発が実施されました。

明治時代の市制・町村制施行時には「国分寺村」となり、現在の中央線の開通時に国分寺駅が設置されました。これを契機に翌年の西武国分寺線の開通、1964(昭和39)年の市政施行後の武蔵野線開通と西国分寺駅設置などの継続的な交通インフラの整備は、国分寺に再びの繁栄をもたらしました。現在では、首都近郊にあって**交通や生活の利便性に富みながらも歴史や豊かな自然が息づく魅力あふれるまち**としての発展を遂げています。

これらの**豊かな自然と文化・歴史の融合**する国分寺市のもつ素晴らしい特徴は、公共の文化施設を運営する弊社にとって大変魅力的なものです。弊社は国分寺市のもつ様々な特徴を背景に、弊社の持つ文化施設の管理運営能力を発揮することで、必ずや本施設の指定管理者として**ご満足頂ける実績をあげられるもの**と思いいこの度の応募を決意しました。弊社は、PPPの「**パートナーシップ精神**」のもと、市と協力・連携・協働して本施設の設置目的を従来にも増して力強く推進してまいります。

(写真：国分寺市ホームページより)



理由2 ノウハウの活用可能性

独自の経営方針の下、様々な分野で企業活動を展開する中で、弊社は指定管理者制度ができる以前から複数の文化施設において**館長業務**や多数の**文化事業(自主事業)**の企画制作に携わり、**公共文化施設の管理運営経験とノウハウを蓄積**してきました。これにより弊社は、創業の原点でもある**施設管理業務ノウハウ**も相まって、公共文化施設の管理運営における「**運営のソフト部分**」と、「**管理のハード部分**」の**ノウハウを1社で保有**しています。ソフトとハードのノウハウ双方を併せ持つ民間企業は少なく、この点が弊社が指定管理者公募において単独での応募が多い理由であると共に、行政サービスの向上や効率化を志向される多くの自治体に、弊社をご評価頂いている要因であると認識しています。

これらの弊社が持つ様々なノウハウを、**本施設の運営に活かしたい**と考え応募しました。

理由3 公共文化施設活性化への熱意

弊社は**公共文化施設の活性化への熱意**をもっています。広く知られているとおり、公立文化会館と呼ばれる施設の数、いわゆるバブル経済時代をその最たる時期として、増加が続いてきました。結果として施設間での競争の激化や、長期間の景気低迷に起因する税収の減少による運営費の縮小などが要因で、大都市部の限られた施設以外は従来の運営方法が成り立たなくなってきました。

近年、「**劇場法**」という根拠法が成立したことからも分かるとおり、そもそもこのカテゴリーに入る施設は、地域における文化振興と公共の福祉を設置目的としており、独立採算が見込みにくい（補助金等での補填が不可避な）性格を有している為、多くの公共文化施設が経営悪化の状態に直面しています。弊社は、多くの文化施設がこの危機的状況乗り越え、**地域の文化振興という「灯火」を消さないために**、また、「**公共文化施設の管理運営**」という民間として**稀有な経験**を持つ企業として、何らかの形で社会に貢献ができないかと以前より模索してきました。その思いが「指定管理者制度」という新たな官民協働の発想によって実現可能となり、シェアを順調に拡大させ、平成29年の分社化の実施により名実ともに**公共文化施設管理運営専門企業**となり、そのサービスの提供範囲は全国に拡がりつつあります。全国規模のネットワークをもつ、本施設にふさわしい指定管理者として、歴史ある**国分寺市の皆様**にその**サービスを提供したいとの強い思い**から公募への応募に至りました。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(9) 事業運営への独創性

1. 弊社が本施設の管理運営に導入する手法～本社機能の積極的関与～

弊社は、既に全国 44 の自治体様より 64 施設の管理運営を行っており、それらの**多くが本施設のようなホールを持つ文化施設の指定管理者**です。また、**指定管理者制度ができる以前から**、複数の文化施設において館長業務、多数の文化事業の企画制作に携わるなど、永年の経験とノウハウを蓄積してきました。

手法1 単独指定管理者によるメリットの享受

[Redacted text]

手法2 マニュアルや研修材料の活用

[Redacted text]

手法3 良質な管理運営を下支えする監査など

[Redacted text]

手法4 類似施設ノウハウの蓄積と共有

[Redacted text block]

[Redacted text block]

手法5 文化事業への [Redacted] の支援

[Redacted text block]

[Redacted text block]

手法6 文化事業の集中購買の実施

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(10) 施設管理の安全性への配慮

1. 基本的な考え方

弊社は、本施設が国分寺市民の皆様の税金によって造られた市民共有の大切な財産であり、**指定管理者として「施設をお預かりしている」という考え**を基本に、施設管理業務に取り組んでまいります。建物及び設備・備品が本来の機能を常に発揮できるよう平常時から備えるとともに、指定管理者に求められる効率性も追求し、ムリ、ムダの排除と、限られた資源の適正配分を実施します。施設管理業務については、以下の方針と手法で取り組み、本施設のライフサイクルの延命とコストの節減を図りつつ、市民の文化文化施設として、最適且つ、快適な空間を提供してまいります。

2. 清掃業務に関する方策

方策 快適な空間の提供

[Redacted content]

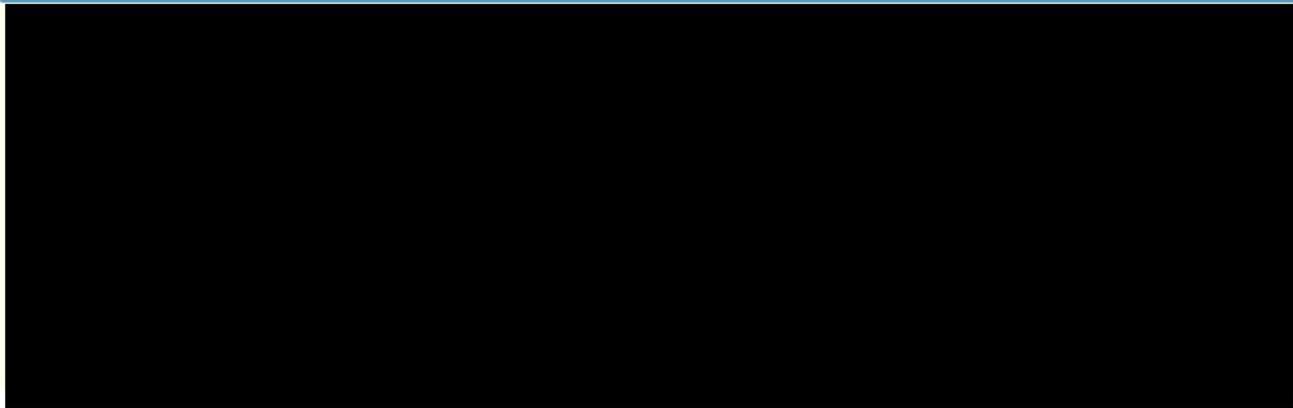
3. 設備等の運転・点検業務に関する方策

方策1 保守点検の有効的な実施

[Redacted content]

方策2 舞台関係設備の点検に関して

[Redacted text block]



4. 舞台管理業務に関する方策

方策 安全な表現空間の提供

[Redacted text block]

5. 警備及び外周ゾーン管理業務に関する方策

方策 安全な公共空間の提供

[Redacted text]

6. 施設周囲の植栽等管理について

方策 グループ企業のノウハウの最大活用

[Redacted text]

7. 再委託について

1) 基本方針

弊社は、**自身で実施できない特殊業務**、地域振興の観点から**地元業者への委託が可能な業務**、**経済的なメリットの大きい業務**を外部委託します。この施策により**特殊業務の品質が担保される**のはもちろん、地域発注により**地元企業との組織的な連携**が実現し地域活性化にも繋がると考えます。外部委託を実施するにあたり、市内企業や地域企業に門戸を開くためにも、日常より良好な発注先に関して調査をし、単純に価格のみではなく総合的に発注先を決定します。 [Redacted text]

弊社の業務外部委託方針

[Redacted text]

また、上記に該当する業務の委託先選定の際の優先度を下記の通り定めます。

弊社の委託先選定優先度

[Redacted]

2) 再委託先の管理・指導について

再委託業務については、再委託先企業が、専門業務を実施する上で企業と従業員が必要な資格を有しているか、従業員に法定上適切な労働環境を適応しているかなど、**十分な企業調査を行ってから選定**いたします。弊社が再委託した企業または団体とは、弊社との間で仕様、要求事項、不履行や不備の発生に伴う保証、契約額、支払条件を明文化した**委託契約を締結**します。



例：保守点検業務の立会い

計画通りの履行管理については、**年間及び月間の業務計画表の作成と提出**、日常業務においては**業務日報**、定期作業においては**業務実施報告書**の作成と提出を義務付けます。これらの記録とともに作業完了時の立会い検収を実施し、指定管理者としての責任を全うします。

[Redacted]

業務委託契約は、原則1年契約とし、品質の優劣によって委託先変更も視野に入れ、**ビジネスパートナーとして緊張感を持った関係を継続**し、施設の運営、維持管理を実施します。

[Redacted]

3) 再委託における労務管理と安全管理について

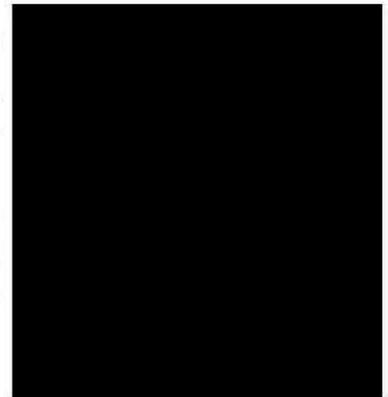
外部委託する業務の従事者については、弊社との**十分な情報共有**を以て、人選、勤務時間、勤務日数、給与、社会保険の付与などの**労務管理は、再委託先の企業**が行います。

[Redacted text block]

4) 同じ施設の職員として

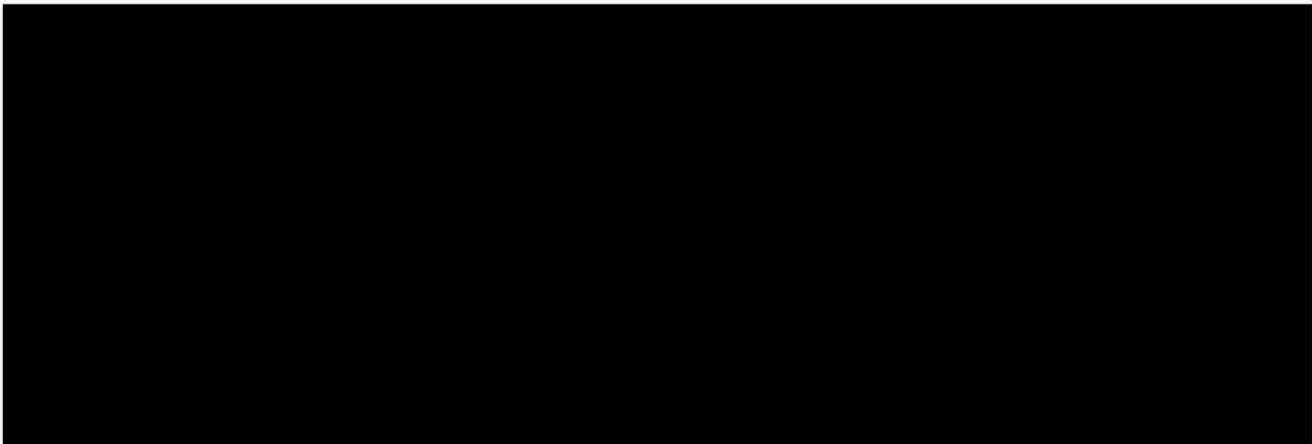
外部の再委託先であっても、利用者の皆様にとっては、同じ施設の職員とみられます。委託先の職員については、**同じ施設に勤務するチームの一員**として、施設管理運営への理解を深めていただくほか、朝礼や合同会議に参加いただくことで情報を共有します。

[Redacted text block]



5) インспекション（品質管理）実施例

[Redacted text block]



6) 再委託を実施予定の業務と再委託理由

現段階での再委託予定業務名と委託理由は以下のとおりです。

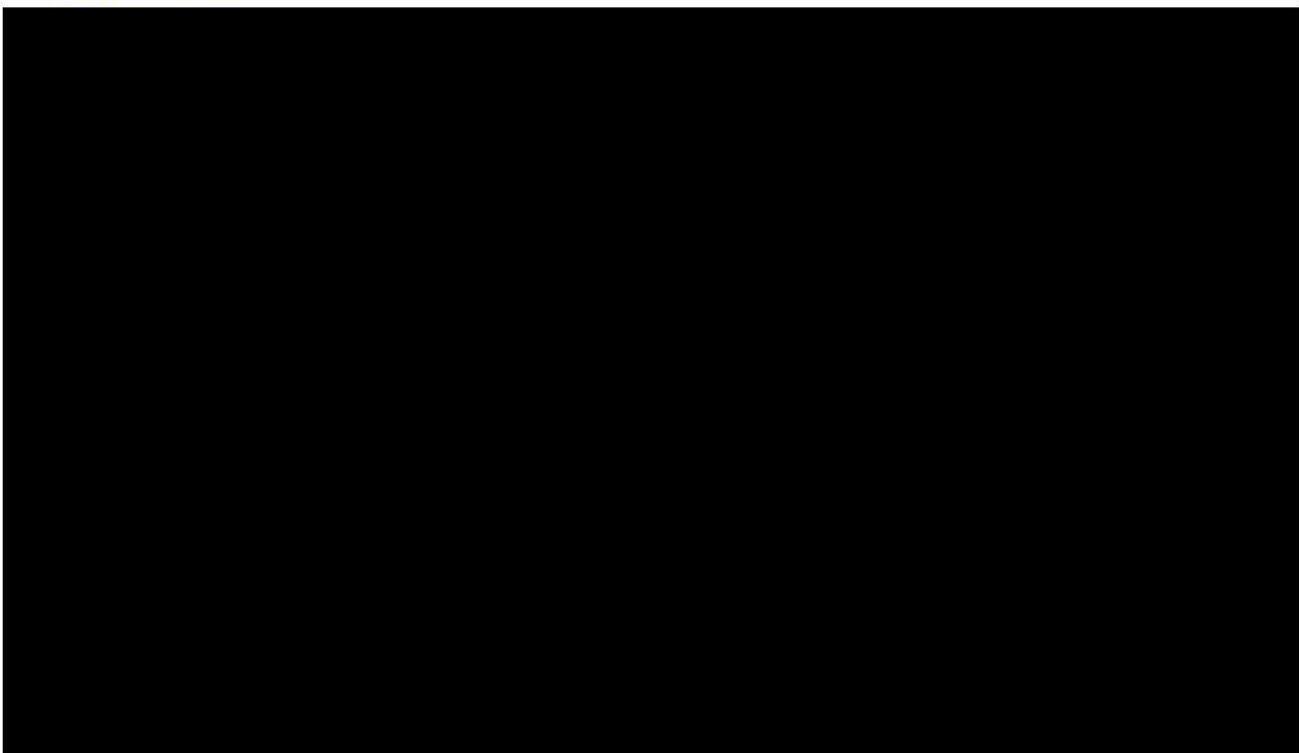
業務名	再委託理由
清掃業務	
環境衛生管理業務	
舞台音響照明操作業務	
自家電気工作物保安業務	
空調設備保守点検業務	
消防設備保守点検業務	
防火対象物点検業務	
機械警備業務	
ピアノ保守点検業務（ピアノ調律も含む）	
音響設備等保守点検業務	
舞台照明及び吊物設備保守点検業務	
建築設備及び特定建築物定期点検業務	
樹木剪定業務	
フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検業務	
汚水・湧水槽清掃及びポンプ点検業務	

※上記内容は実際の引継ぎ等により変更になる可能性があります。

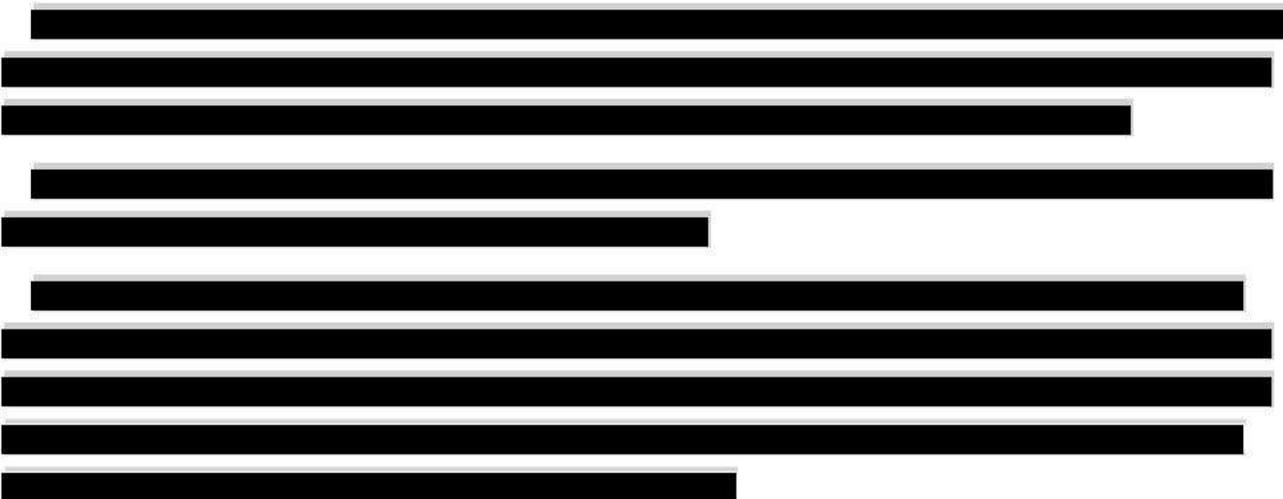
(11)利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

1. 利用者対応をつかさどる組織体制

1) 組織について

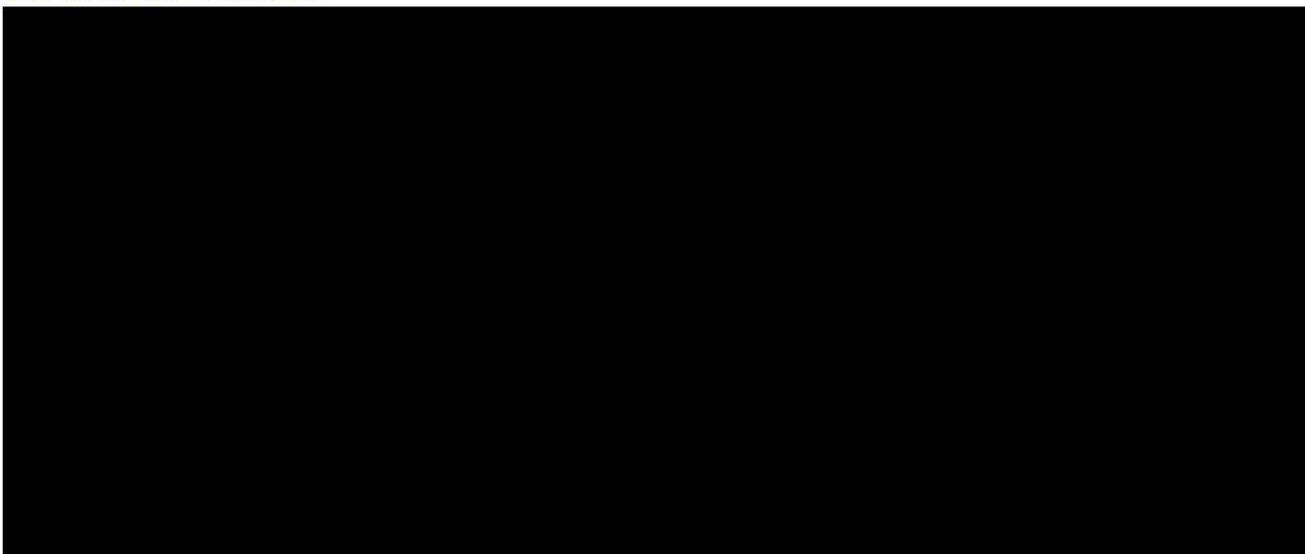


効率的・効果的運営の実践を目指して、施設の利用ニーズに応じた実施体制を設定し、役割分担を明確化し、必要なスキルを持った人材配置を行います。館長は総括責任者として、管理運営を包括的に捉え、実務面においても中心的役割を担い、また地域との融和、市との日常的な窓口機能など幅広い役割を果たします。

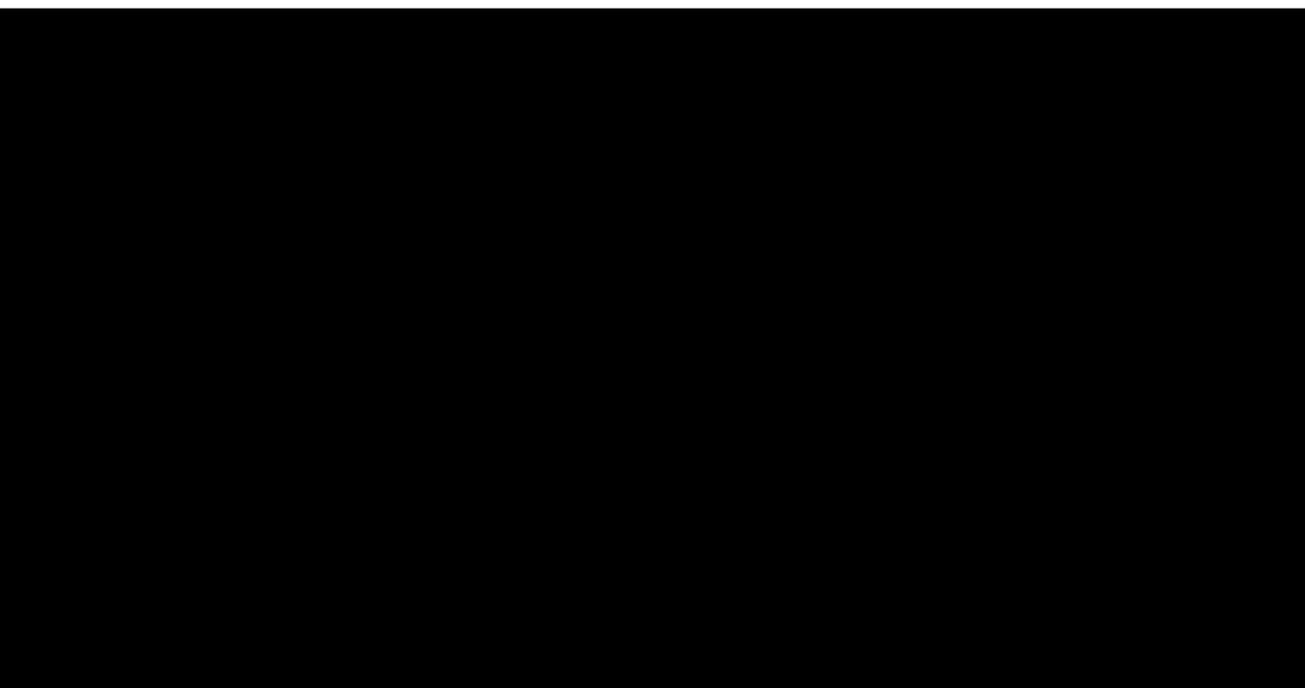


この組織形態は、弊社の数多くの類似施設運営経験により出来上がったもので、スピーディかつ柔軟性を持ちながら、施設のミッション推進に向け、良い意味で、部門間でけん制（ガバナンス）がきく形態となっています。弊社が管理運営する文化施設はほぼ同様な組織となっており実績ある組織形態です。

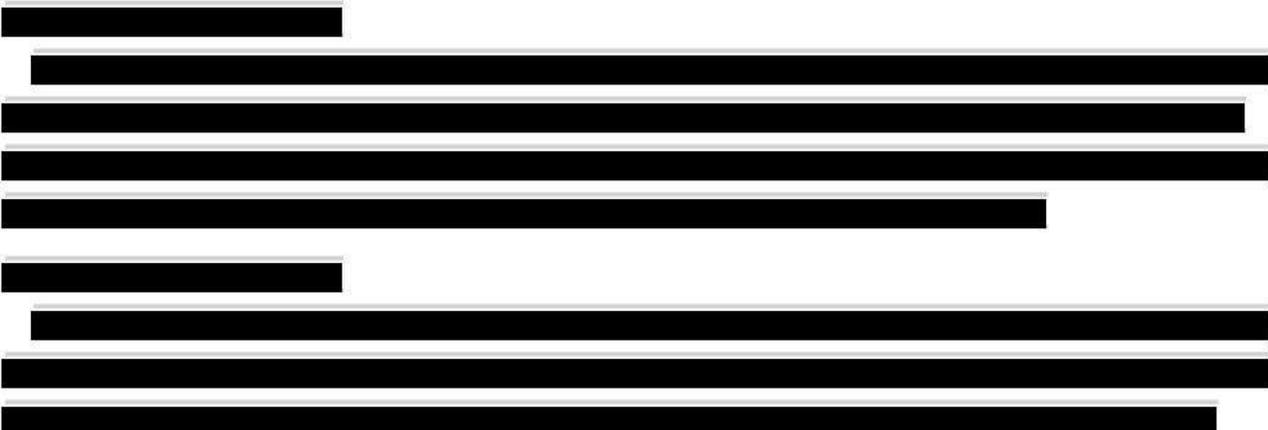
2) 配置人数・雇用形態



3) 勤務シフト例

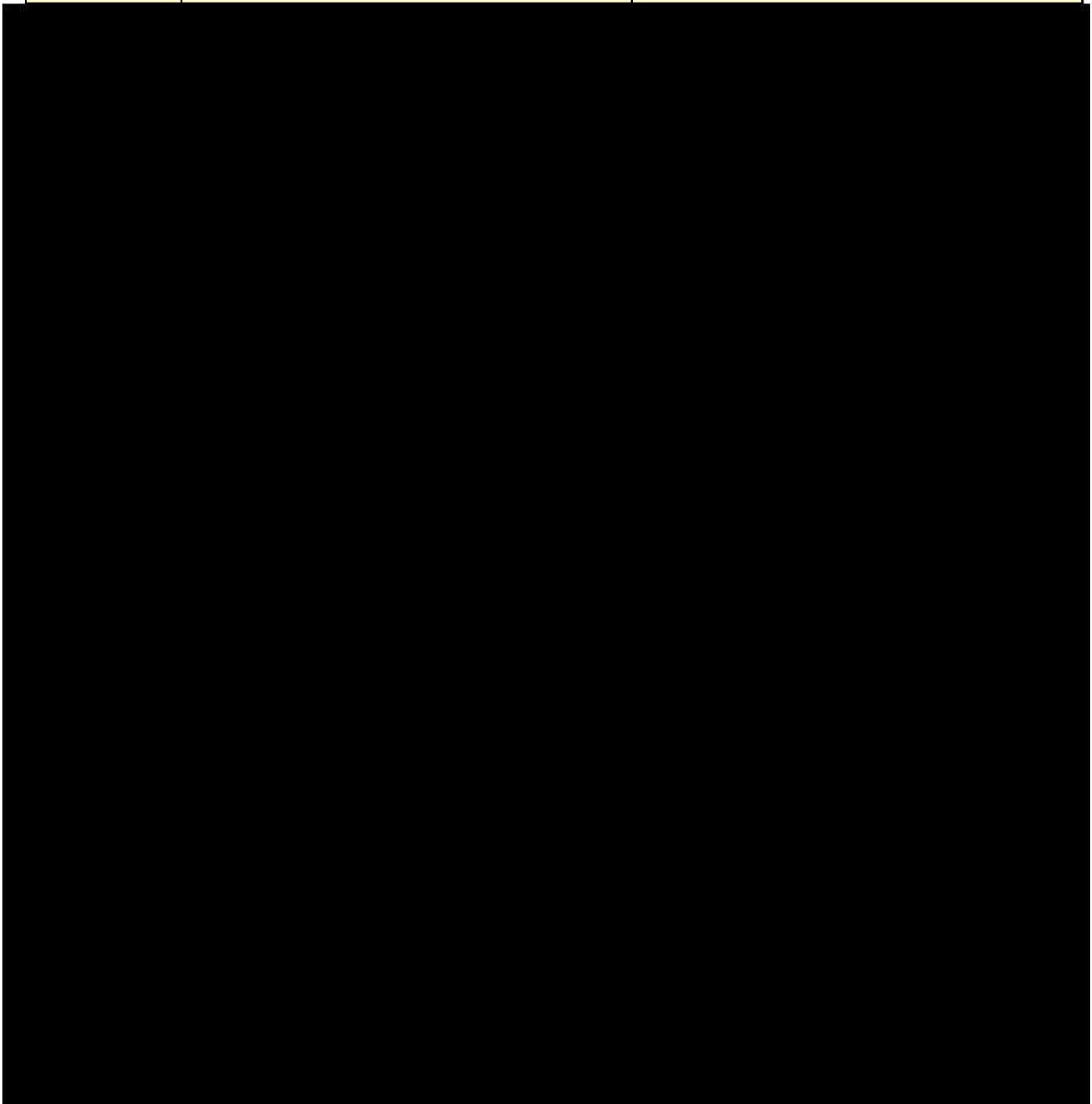


4) 特別な場合の勤務体制



5) 担当する業務内容・保有資格等について

役職・職種	担当業務	能力、資格、実務経験年数等
-------	------	---------------



2. 利用者対応に関する個別業務実施方針

1) 利用者対応業務に関する方針

施設利用の受付・承認等業務実施方針

[Redacted text block]

施設利用の案内・相談業務実施方針

[Redacted text block]



2) 利用の許可、利用料金の収受等実施方針

利用の許可、不許可、取消等に関する業務や、利用料金の設定、収受、還付等に関する業務の実施については、設置条例をはじめとして、関連する法規、条例、施行規則さらには協定書や業務仕様書に則り厳格に実施していきます。なお、具体的な取組にあたっては、以下の諸点に留意しながら実施してまいります。

方針1 不公平感の排除

・「公平」、「公正」、「不偏」な立場をとり、社会的地位、利用頻度、「声」の大小、年齢、性別など利用者自身の個性や属性などによる**サービスレベルの不公平を完全に排除**します。

方針2 ホスピタリティあふれる対応

・本施設を訪れる全ての方に対してホスピタリティ溢れる対応をします。館内で勤務するすべてのスタッフが、公共施設としてふさわしい、明るく親しみやすい対応を行うことで、ソフト面のバリアフリー化を推進します。更に、聴覚障害をもつ利用者への対応のために、**筆談器の配備や手話研修等**へ積極的に参加させ、手話スキルをもつ職員を増やす努力をします。弊社は、本施設を利用する全てのお客様に、小気味よいサービスを提供することで、対応による**ソフト面のバリアーを排除**します。

方針3 現金取扱い等の事務処理フロー

・お預かりする**使用料金等は「公金」**であるとの認識のもと、以下に示す具体策を含め、厳格な管理を行います。

[Redacted content]

方針4 規程・マニュアルの整備

・弊社は指定管理者となっている各施設において、利用受付処理の業務遂行上の指針となる「**マニュアル**」を、それぞれの施設の特性に合わせて整備し運用しています。本施設においても、これらを整備し運用することで、**個々の職員の対応スキルを底上げ**します。

[Redacted content]

3) 予約管理方針

方針1 きめの細かい予約管理の実施

- ・利用申請受付開始日などにおいて以下のような施策を実施することで、**施設販売機会の逸失を防止**し、利用の促進につなげます。

[Redacted text]

方針2 貸館利用のリピーターの確保

[Redacted text]

方針3 貸館事業と文化事業のバランスの担保

[Redacted text]

・市の利用を優先

[Redacted text]

・市民利用を妨げない

[Redacted text]

・閑散期を活用し施設の存在感を効果的に PR

[Redacted text]



3. 苦情処理体制と対応方針

1) 苦情処理について

利用者のトラブルや苦情の多くは、職員の接遇対応により回避や収束が可能と考え、職員の対応スキルの向上を実施していきます。そして、苦情やトラブルへの対応は、公平・平等に配慮した対応を心がけます。また、受けた苦情は、管理運営の質の向上に向けた助言として厳粛に受け止め、**以後の改善策のヒント**として取り入れます。

① 苦情・トラブルの未然防止策

[Redacted content]

② 苦情への対処方法

さまざまな防止策を講じながらも、苦情が発生してしまった場合は、以下の7点を対処の基本指針とし、**長期化によるトラブルへの進展を回避**します。

[Redacted content]

2) 苦情への対応事例

弊社は、類似施設の管理運営実績が多くあり、文化施設で受けるおおよそ全ての苦情の対処経験がありますが、以下にその代表的な事例を示します。

苦情への対応とその成果	
事例 1	苦情事例
	対応
	成果
事例 2	苦情事例
	対応
	成果
事例 3	苦情事例
	対応
	成果

4. 利用者の意見・要望の把握とその反映

1) 基本的な考え方

公共施設として、また、施設の設置目的達成の為に、「利用者ニーズ」の把握と分析は重要な業務であるととらえています。様々な手法により要望を把握し、得られた意見には、素早く対応するとともに、本施設の「サービス向上」のアイディアとして活用していきます。一方、「利用者ニーズ」の把握をする際に、併せて把握される「苦情」は、その対応如何で本施設の評価を落としかねない**重大な「リスク」**であるととらえ、その発生の未然防止に取り組みます。

[Redacted text]

2) 利用者意見の把握方法

弊社は、以下の方法を以て、利用者・市民の意見を把握してまいります。

把握方法	予測 回収数	内容の 具体性	情報 信頼度
[Redacted content]			

3) 具体的な利用者意見把握手法の内容

手法1 インターネットによる意見受付

[Redacted content]

手法2 「ご意見箱」の設置

[Redacted content]



手法3 アンケートの実施

[Redacted text block]

[Redacted text block]

手法4 「利用者意見交換会」の展開

[Redacted text block]

[Redacted text block]

手法5 人的ネットワークを通じて

[Redacted]

手法6 スタッフ全てが意見に敏感に

[Redacted]

手法7 第三者による満足度調査

[Redacted]

[Redacted]

4) 得られた意見・要望の実現策

弊社は、様々な手法を活用し把握した利用者や市民の意見（苦情を含む）を、担当の枠を超えて共有・展開する仕組みを作ります。 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

取組2 市との協議

[Redacted]

取組3 データベースの作成

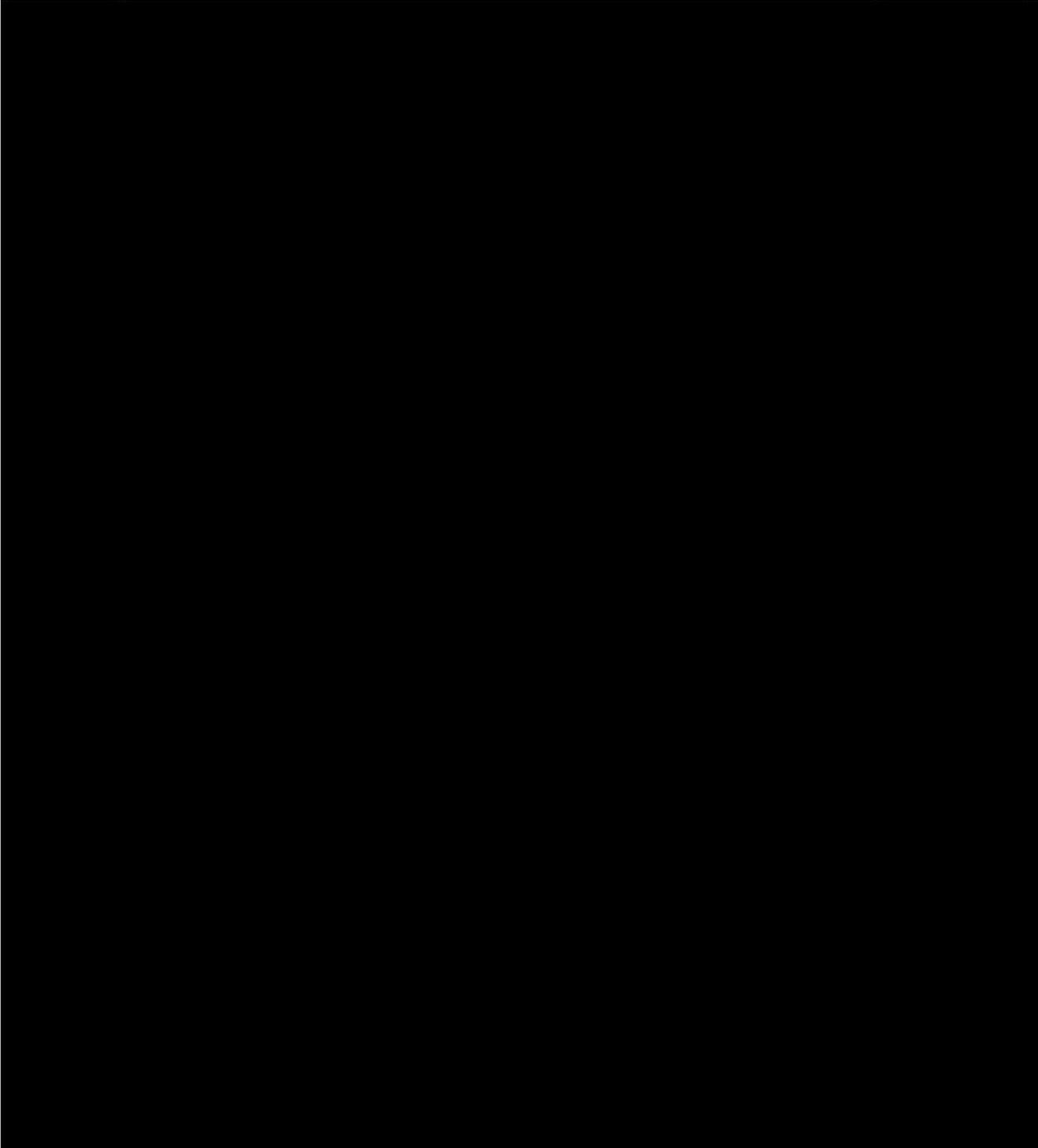
[Redacted]

(12) 社員等の育成状況

1. 体系的な研修の実施

弊社は、指定管理者の重要な責務の一つは、施設の運営を安定かつ発展させ、将来を担う職員を育て引き継いでいくことであると考えます。本施設の運営を改善し、進化させていくために、弊社は「人に対する投資」を惜しみません。本施設では、人材育成方針を策定し、以下の体系的な研修を実施いたします。慣れや惰性を排除するため、研修内容に応じて毎年繰り返し実施します。

研修項目	研修内容	研修の タイミング
------	------	--------------



[REDACTED]

(13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）

1. 個人情報に関する考え方と現在の取り組み状況

弊社は、前身の会社において公共施設の管理運営を開始後、個人情報を多数取り扱う公共文化施設管理運営の専門企業として、いち早く個人情報保護体制を整備しました。その結果、平成20年に個人情報保護の仕組みを第三者機関に認証いただき、**プライバシーマークを取得**しました。その後の分社化時にも、再認証を経てプライバシーマークを取得しています。本認証を受けるには弊社が運営する施設すべてを含む、全社的な取り組みが不可欠です。本施設における個人情報の取り扱いは、このプライバシーマーク認定基準の管理体制を敷き、適正な管理を行ってまいります。また、運営に携わる全ての職員へ個人情報保護の徹底を図ります。

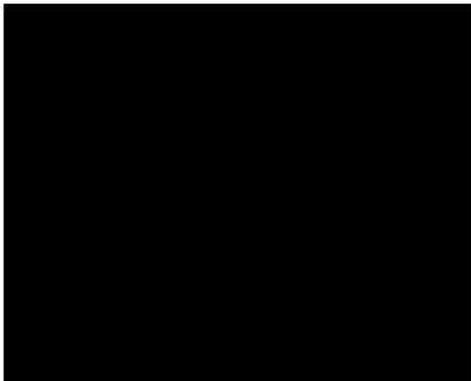


2. 個人情報のための具体的取り組み策

管理規程の策定	[Redacted content]
組織体制の整備	
人の出入り対策	
PC・WEB 管理	
情報発信の対策	
その他	

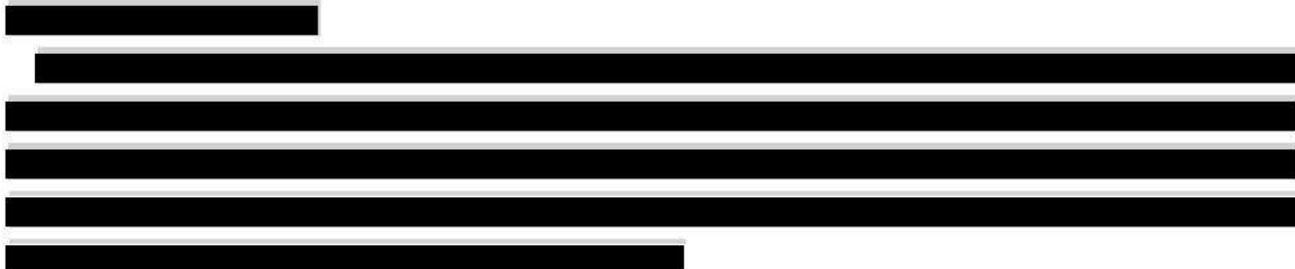
3. 個人情報の保護管理体制

個人情報を適正に管理するためには、職員個人の管理に委ねるだけではなく、組織的に対応していくことが必要です。この観点から弊社は、館長（総括責任者）を本施設における個人情報保護責任者として任命し、個人情報保護マネジメントシステムに基づき、確実に個人情報を保護していきます。



4. 個人情報に関する教育・研修・内部監査

勤務する職員全員を対象として、個人情報保護に関する教育や研修を入社時及び年一回以上継続的に実施します。また、社内の監査員による内部監査を毎年実施し、保護体制の品質管理を行います。近年では、ホームページや SNS による情報発信が多くあるため、インターネット上における個人情報、肖像権などの管理についても重点的に指導を行っています。



6. 個人情報漏洩対応保険について



(14) 自主事業などの提案

1. 自主事業のコンセプト

指定管理者が独自に実施する「自主事業」は、「市主催事業」を補完するだけでなく、「市主催事業」との関連を明確化することでより効果的に市民の文化芸術活動に寄与できると考えます。 [REDACTED]

[REDACTED]

2. 自主事業における施策

施策1 市主催事業との関連性の構築

[REDACTED]

施策2 プレイガイド機能の充実

[REDACTED]

①チケット管理・販売サービスの提供

[REDACTED]

②チケット販売協力先（プレイガイド）の設置

[REDACTED]

3. 自主事業の内容

1) 概要ラインナップ

多様な嗜好のニーズを踏まえた内容で毎年 5 公演とプレイガイド事業を実施します。各公演は、稼働率の高い施設の状況と客層を考慮し、比較的稼働の低い平日昼・夜といった区分での実施を検討します。以下に指定期間を通じた弊社が計画する文化事業の実施概要を示します。

番号	事業案	R4	R5	R6	R7	R8
----	-----	----	----	----	----	----

[Redacted Content]						
--------------------	--	--	--	--	--	--

- ：実施予定 ▲：いずみホール 35 周年記念事業として計画（令和 7 年度）
- ：休館期間を避け可能な範囲で実施します

2) 具体的な自主事業内容

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[Redacted Content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

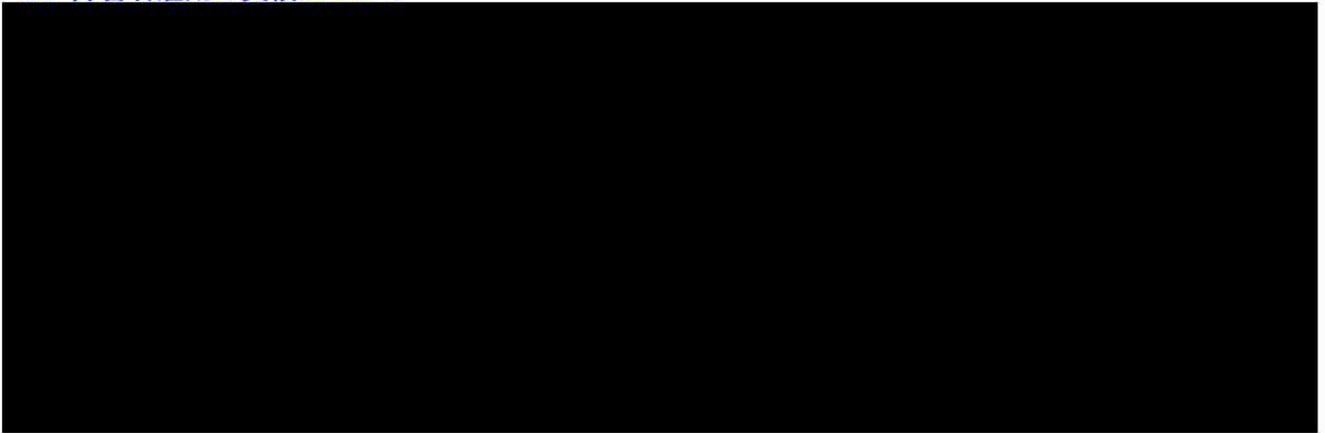
[REDACTED]

(15) 障害者の雇用状況

1. 社会的弱者の雇用に関する弊社のスタンス

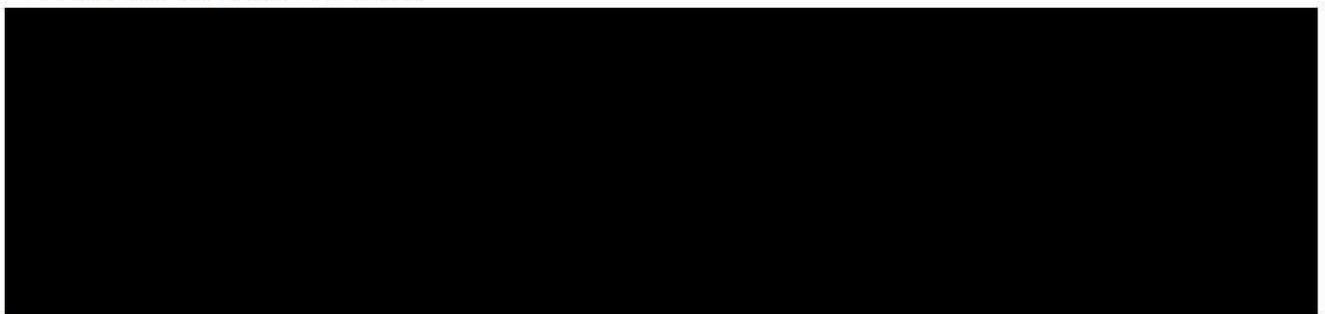
弊社は、ひとり親や寡婦、障害者、高齢者、子育て世代についても、職種や業務内容、特性を勘案しつつ、雇用に関し積極的に門戸を開いています。特に、障害者雇用については、弊社が事業展開する各地域において自治体などの主催による合同説明会等にも定期的に参加し、**採用の機会を作るように努力**しています。弊社職員の多くが勤務する全国の「現場」の多くは小規模（少人数）の事業所であり、多くの障害者を雇用することは困難ではありますが、コンプライアンスの観点からも、積極的に取り組んでいます。具体的には、養護学校の作業実習を受け入れ、実習者を採用するといった事にも取り組んでいます。**雇い入れた障害者は長期の雇用を実施**しており、重度障害者でも10年以上勤務していた実績があります。現在は年齢の関係で退任しましたが過去には**重度障害者の取締役も複数名在籍**しました。本施設等においても、障害者の積極的雇用に取り組めます。

2. 障害者雇用の実績について



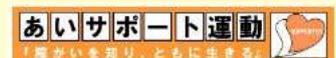
3. あいサポート企業としての取り組み

弊社では、「あいサポート企業」としての認定を受け、企業活動を通して障害者共生社会を目指しています。各地域や施設の特性を活かしながら、障害者雇用の推進、管理運営施設におけるバリアフリー対応、障害者の文化芸術活動支援などに積極的に取り組んでいます。



あいサポート運動とは？

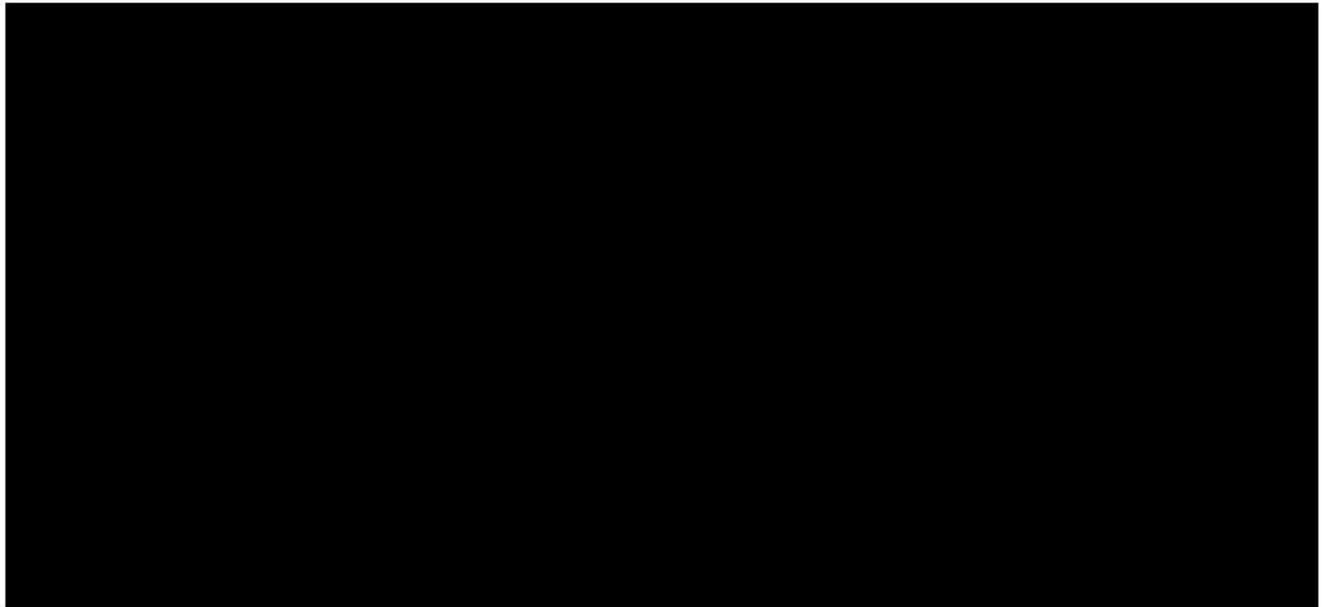
誰もが様々な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害のある方が暮らしやすい社会を一緒につくっていくことを目的とした運動です。2009年11月に鳥取県で始まりました。



(16) 高齢者の雇用状況

1. 高齢者雇用の実績

弊社は、高齢者の雇用を積極的に行っており、65 歳以上の高齢者は**全社員** █████ 人中 █████ 人 █████ % を数えます。本施設においても職員の採用にあたっては年齢を問わず、経験と実績、健康状態を優先して採用をする予定です。 █████
█████



(17) 管理運営に必要な提案金額

1. 基本的な考え方

[Redacted text]

[Redacted text]

2. 提案金額

指定管理費提案金額

(単位：千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	5年間計
92,429	92,392	92,016	92,442	92,670	461,949

[Redacted text]

[Redacted text]

(18) 環境への配慮

1. 環境保護・地域や社会貢献への姿勢

弊社は、公共文化施設管理運営の専門企業であり、実施している業務そのものが社会貢献を目的にしています。近年では、国際的な視点での共通目標を以て業務に取り組むべく、SDGs（持続可能な開発目標）を支援する企業活動を推進するとともに、弊社の管理運営施設が設置されている各地域において、「環境への配慮」を含む、事業を通じた社会貢献活動を行っています。



2. 「環境への配慮」について

弊社では、「地球環境を無視した企業活動はありえない」との考え方のもと、積極的に環境コスト削減に対する取組を行ってきました。その一環として ISO14001 の認証を取得しています。本施設の管理運営においても、「第二次国分寺市環境基本計画」に示されている「未来の子どもたちへ引き継ぐこくぶんじの豊かな環境」を合言葉に、国分寺市の構想の下、弊社の環境対策を導入し、環境コストの低減を志向します。環境負荷低減のため、弊社では ISO14001 に則り本施設における環境方針を設定します。環境方針の作成、運用にあたっては、市の環境方針とベクトルを合わせていきます。



(19) 地域雇用の状況

1. 雇用に関する基本的な考え方

弊社は、国分寺市の文化の中心拠点としての本施設がそのミッションを遂行していくために、最も重要な要素は職員（スタッフ）であると考えています。弊社が、本施設の管理運営にあたり配置する職員は、

- 行政の代行者として相応しい人材
- サービスに携わる者として自覚とスキルを持つ人材
 - ⇒ 全職員が素晴らしい接客者
- 好奇心と情熱により自分の能力を磨くことができる人材

といった人材を採用・配置し、本施設の管理運営をより確実なものとしします。

2. 地域雇用について

弊社は、前項の基本的な採用・配置方針に基づき、既に指定管理者として指定を受けている公共施設と同様に、**地域人材（市民）を優先的に採用**し、配置します。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(20) 災害時の対応

1. 利用者の安全に関する基本的な考え方

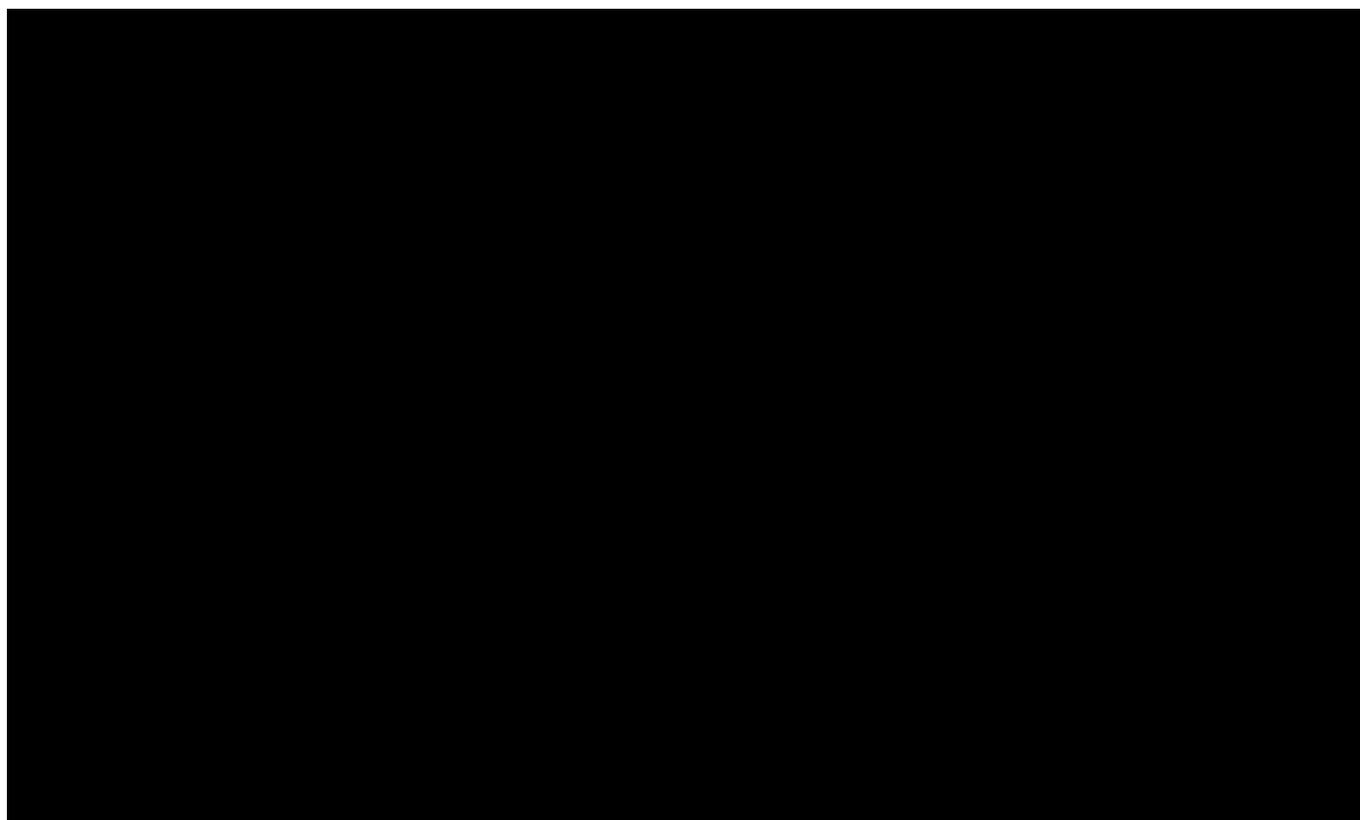
「不特定多数が出入りする公共施設においては、利用者の安全が最優先されるべきである」という基本的な考え方に基づき、災害などの緊急時に迅速かつ的確な行動が行えるよう訓練や準備を行い、安全管理対策を徹底します。体制・対策の整備にあたっては、類似施設での管理運営経験を踏まえ、本施設の特性に合わせた「防災・危機管理マニュアル」を作成し、運用します。また、**危機管理研修、防災訓練、救命救急講習会等**を定期的を実施することで、緊急時のための組織力を高めてまいります。



本施設は、主に高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者を受け入れるために開設される、**二次避難所として指定**されていることに加え、その駅前立地から、災害の種類によっては**帰宅困難者が殺到**することも考えられます。いずれの場合も、災害発生時には**避難所や退避場所として機能すべく、日頃より市との連携**を図ってまいります。

2. 施設の安全を脅かす主なリスクの事前把握

「**緊急事態は発生しないことがベストである**」という考えに基づき、**発生可能性の低減（回避）**に努めます。不幸にも安全を脅かす事態が発生してしまった際には、その被害の軽減に最大限の努力をします。自然災害等については国分寺市地域防災計画や国分寺市危機管理基本方針、ハザードマップ等も参考にし、以下のようなリスクを認識した上でリスク管理を行います。



3. 危機管理の取り組み

危機管理については、「緊急時対応マニュアル」や「防犯・防災マニュアル」を作成しますが、次のことに留意し、日常業務の各種業務マニュアルにも危機管理を反映させます。

1) 貸館や催しに伴う危機管理ポイント

ポイント1 利用者と利用状態の把握

[Redacted]

ポイント2 感染症対策の徹底（COVID-19など）

[Redacted]

ポイント3 イベント等実施時の特別体制の構築

[Redacted]

ポイント4 申込時火災予防・盗難予防指導の徹底

・初めての利用者はもちろんのこと、使い慣れた利用者に対しても、利用申込み時や舞台打合せ時に、**火気使用、喫煙ルール等の火災予防や所持品の盗難防止等について注意喚起**を行います。

ポイント5 子ども、高齢者、障害者への配慮

・災害時には、特に子どもや高齢者、障害者などの社会的弱者に対する配慮が重要となります。緊急事態発生時に施設内を安全に移動していただくため、掲示物の文字の大きさや色調への配慮、筆談器での対応などを行います。なかでも子供を対象とした催しなどの開催時には、より配慮を強化します。

2) 施設維持管理に伴う危機管理ポイント

ポイント1 日常的な巡回点検と改善意識の向上

・防犯・防災・事故予防のため、職員は館内移動時に様々な箇所に目を向け、発見した不具合や要改善箇所は緊急性を要する事は直ちに、その他は朝礼や定例会議にて報告し改善することで安全で快適な環境維持に努めます。

ポイント2 予防保全の実施

[Redacted content]

ポイント3 注意喚起POP・サインの有効活用

・施設内の階段や段差部などには、**簡単明瞭な注意喚起POP・サインの掲示をして転倒事故等を防止**します。突発的に生じた危険箇所等についてもただちに養生し、修繕が終了するまでサインを設置します。

ポイント4 雨天時・降雪時の清掃

・雨天や降雪時には、施設内外での**スリップ事故の防止**のため、適切なタイミングで除雪や清掃を実施し、床面の水分の除去等を実施します。

3) 危機意識に基づく対策ポイント

ポイント1 不審者・不審物・火気のチェック

・防犯・防災体制の確立は、委託先を含めた施設全体の課題であると認識し、**全職員が協力**して取り組む体制を整えます。死角となりうる施設の裏側等も含め、不審者、不審物、火気の有無の確認を行い、未然の防止を目指します。

ポイント2 災害発生に向けた準備・対策

・発生が予測されている大規模地震もあることから、日頃より災害対策を取ります。特に**職員に対する、適切な訓練や準備の実施**は重要であると考え、積極的に取り組みます。

ポイント3 資格所有者および専門家の配置と活用

・分社化以前の弊社は、施設管理業務を事業の柱としており、本事業に関連した資格者を多数雇用しています。本施設等の管理運営にあたっては、これらの有資格者のノウハウを活用し安全を脅かす事態の回避を行います。また、**甲種防火管理者、救急救命講習受講者などの資格者**を組み合わせることで被害の軽減に寄与させます。

ポイント4 消防計画の整備

・消防計画を整備し、適切な防火管理と対応策を実施します。周辺施設とは平常時からの連携関係を構築します。そして、委託先も含めた施設内全職員による**自衛消防隊**を結成し、訓練を行います。緊急時の**避難経路も整備**しておきます。

ポイント5 市発信情報の把握

・大規模な災害等に備え、「**国分寺市地域防災計画**」、「**固定系防災行政無線**」の受信、「**国分寺市生活安全安心メール配信サービス**」の受信登録など、市が発信する各種防災情報を把握しておきます。また、防犯については、施設内の巡回や安全確認はもとより、学校や自治会などの周辺地域と連携した対策を取ってまいります。

4. 緊急時における体制

1) 災害や緊急事態が発生した場合の対応

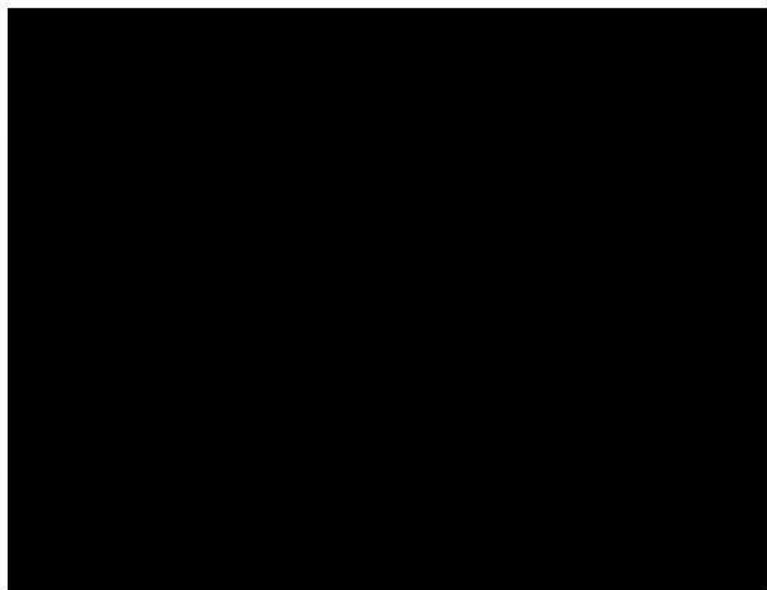
常日頃から全職員が安全に対する意識を高く持ち、利用者の安全確保に努めますが、万が一の事故発生時には下記施策を講じます。



2) 傷病者対応について

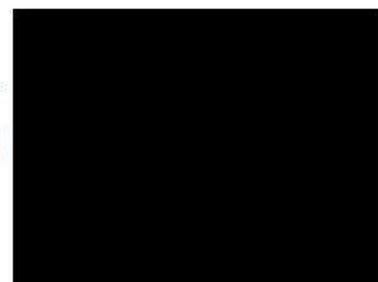
①連絡体制の整備

万が一の事故発生・急病・ケガ人の発生については、事前に連絡体制を整備し、それを徹底することで迅速な対応と関係機関への報告をいたします。利用者には、利用前に安全にご利用いただくための説明・案内をして事故防止に努め、異常があった場合の職員への連絡の必要性と伝達方法を説明しておきます。また、各部屋には**緊急連絡先を明示**し、利用者がすぐ対処できるようにしておきます。



②救急救命講習の実施

東京消防庁国分寺消防署および国分寺西元出張所様のご協力をいただき、職員研修の一環として救急救命講習を年1回以上実施します。**委託先も含め施設に所属する全職員を対象**とし、館内で、対象者の最も近くにいる職員が迅速に対処できるよう体制を整えておきます。



③救急備品の常備と休憩場所の確保

AEDの管理や熱中症対策のための飲料や保冷剤の常備のほか、対象者の症状が軽微の場合には、館内で対応できるよう救急箱を常備し、中の資機材管理も入念に行います。また、特に利用者が多く出入りする状況の時には、気分が悪くなった方のための休憩場所を確保し、全職員に周知徹底して、緊急時に備えます。

3) 災害や緊急時の連絡体制

あらゆるケースに対応できる連絡体制を整備し、非常時には迅速な情報伝達と緊急対応をいたします。(急病やけがを対象とした事故対応は前述のとおりです) **施設職員、委託先、関連機関の緊急連絡網とフローを作成し、関係者に配布、事務室内に掲示します。**

不審者侵入のケース

火災発生のケース

地震発生のケース

5. 危機管理研修・防災訓練

緊急時に備え、本施設の職員は、以下の研修・訓練を行います。

研修名	対象者	頻度	概要	
[Redacted content]				

6. 保険の付保について

弊社はトータルな視野でリスクマネジメントを実施します。リスク分担表に分類される指定管理者側のリスクを日常より十分認識し、当該リスクをヘッジするために、万全な内容での保険付保を予定しています。 [Redacted content]

[Redacted content]

[Redacted content]

(21) 市主催事業に対するコンセプト

1. 基本コンセプト

令和2年（2020年）に30周年を迎えた本施設では、長い年月をかけて市と市民の努力により質の高い芸術文化活動が行われてきたとお見受けします。そのことは非常に高い施設稼働率を誇り、公演だけでなくワークショップやコンクールなど普及・育成といった事業がバランスよく行われてきた点にも表れていると考えております。

ホールという施設は「公演・イベントがあるときに行く場所」という側面が強いものですが、本施設の立地、周辺の人流を踏まえると「**日常に根付く**」という点が施設の魅力を高める方策の一つであると考えます。



2. 市主催事業における施策

施策1 「国分寺みらい音楽コンクール」のさらなる発展

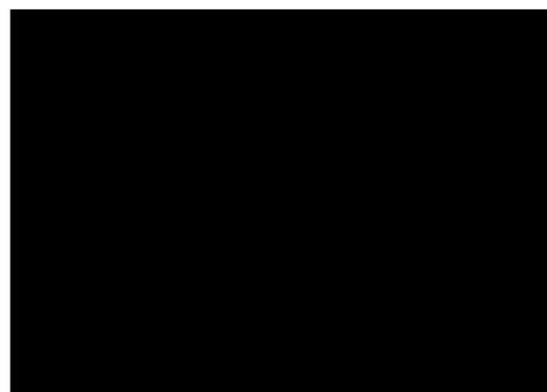
[Redacted text block]

施策2 幼児期における文化芸術との関わりの創造

[Redacted text block]

[Redacted header text]

[Redacted text block]



3. 市主催事業のラインナップ（提案内容例）

「国分寺市総合ビジョン」で示された取組方針である「文化芸術に触れる」「文化芸術をはぐくむ」「文化芸術をつなぐ」「文化芸術を広める」に則り毎年10事業を展開します。前項の施策で示したように、特に「文化芸術をはぐくむ」ことに注力し、次の10年、20年につながる事業を展開していきます。以下に指定期間を通じた弊社が提案する市主催事業の実施概要例を示します。

1) 概要ラインナップ

以下に指定期間を通じた弊社が提案する市主催事業の実施概要を示します。

番号	事業案	R4	R5	R6	R7	R8
1						
2						
3						
4						
5						
6	市企画提案事業①	●	●	●	●	●
7	市企画提案事業②	●	●	●	●	●
8						
9	国分寺みらい音楽コンクール	●	●	●	●	●
10	国分寺みらい音楽コンクール 受賞記念コンサート	●	●	●	●	●
	事業数計	10	10	10	10	10

●：実施予定

2) 具体的な事業内容

[Redacted content]

[Redacted content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

